

第36回平成23年3月与謝野町議会定例会会議録(第11号)

招集年月日 平成23年3月29日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後5時35分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	赤松孝一
4番	杉上忠義	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	今田博文
7番	伊藤幸男	17番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	18番	井田義之
9番	家城功(午前欠)		

2. 欠席議員(1名)

11番 小林庸夫

3. 職務のため議場に参加した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農林課長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教育次長	鈴木 雅之
税務課長	日高 勝典	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水道課長	吉田 達雄
会計室長	金谷 肇	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1	議案第 30 号	平成 23 年度与謝野町簡易水道特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 2	議案第 31 号	平成 23 年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 3	議案第 32 号	平成 23 年度与謝野町下水道特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 4	議案第 33 号	平成 23 年度与謝野町農業集落排水特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 5	議案第 34 号	平成 23 年度与謝野町介護保険特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 6	議案第 35 号	平成 23 年度与謝野町土地取得特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 7	議案第 36 号	平成 23 年度与謝野町国民健康保険特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 8	議案第 37 号	平成 23 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 9	議案第 38 号	平成 23 年度与謝野町財産区特別会計予算	(質疑～表決)
日程第 10	議案第 39 号	平成 23 年度与謝野町水道事業会計予算	(質疑～表決)
日程第 11	議案第 44 号	与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更について	(質疑～表決)
日程第 12	請願第 12 号	子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書	(委員長報告～表決)
日程第 13	意見書案第 1 号	速やかに取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める意見書（案）	(提案～表決)
日程第 14	意見書案第 2 号	北近畿タンゴ鉄道経営支援並びに存続に関する意見書（案）	(提案～表決)
日程第 15	議員発議第 1 号	東日本大震災にかかる緊急声明（案）	(提案～表決)
日程第 16	諸般の報告		
日程第 17	閉会中の継続審査（調査）申出書		

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長 (井田義之) 皆さん、おはようございます。

きのう一般会計を終わらせていただきまして、あとは特別会計、企業会計、その他の議案ということになりますけれども、今、日程を見ますと、盛りたくさんの日程になっております。議会運営員会で決めていただきました日程については、大体、きょうで終わるだろうという予測で日程を組んでいただいております。皆さん方の簡潔な質疑、スムーズな議事進行にご協力をお願いをいたしまして、会議を始めたいと思いますが、本日も欠席の届けが2名から参っております。家城議員、並びに小林議員から欠席の届けが出ておりますので、皆さん方にご報告をしておきます。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第30号、平成23年度与謝野町簡易水道特別会計予算を議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番 (勢旗 毅) それでは、簡易水道特別会計について、若干質問をさせていただきたいと思っております。

まず、福島原発の放射能が漏れているということで、水道水が汚染をされているということで、改めて、この水道の持つ重要性、役割、そういったものを日本じゅうが再確認をしたと、こういうことになるのではないかなと思っておりますが、そこでまず、お尋ねしますのは、新加悦浄水場、繰り越しはあるものの、23年で一応完成すると、こういうふうに理解をしたらいいのか、それから、現在の進捗度合い、その辺について伺いたいと思います。

議長 (井田義之) 吉田水道課長。

水道課長 (吉田達雄) おはようございます。勢旗議員のご質問にお答えいたします。

新加悦浄水場の進捗ということでございますが、先ほど議員からもお話がありましたように、新加悦浄水場につきましては、平成23年度で浄水場そのものを完成させたいという思いでおります。ただ、きょうまで随分繰り越し、繰り越しを続けてまいりまして、建設そのものはおこなっております。今年度、本来ですと22年度で執行する予定だった部分につきまして早い段階で、その部分を発注させていただきたいというふうに思っております。内容としましては、前処理施設の完成、それから、土木や電気についての工事と、さらに23年度で、当初から予定をしておりました急速濾過器、それから、それが浄水場すべての制御を行います電気計装について23年度予算でもってやり切りたいというふうに考えておるところではございますが、この東北地方太平洋沖地震におきまして、その建設資材が随分、そちらのほうへ回っていくということがございます。したがって、特に水道施設にかかわる材料、あるいは電気施設にかかわる材料について、なかなか品不足で入ってこないといった状況が起こるかと思われまいますので、今年度、完成に向けて執行していきたいとは思っておりますが、その動向によっては完成時期が若干どうなる

かというところが、今、私のほうとしては心配しているところでございます。以上です。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 本町の水道、簡易水道を見ていると、ここ地下水への依存度というのが年々といえますか、高まってきておるんですが、現在の割合と、それから新浄水場が完成した時点での地下水の割合というのは、どのぐらいになりますか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。完成した後の状況ですが、約半分近くになるであろうと思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） うちの場合、いわゆるナガオカという会社ですね、この会社の、いわゆるケミレス、薬注しないという処理方式できょうまで、二つの浄水場がやられてきたわけですし、今度、三つ目ということだろうと思っておるんですが、この処理方式について、いわゆるランニングコストが安くなると、こういう説明を受け取ってあるんですが、現状、二つやられて、どのぐらいほどコスト的には安くなっている、これは課長、どう思われますか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今のご質問はナガオカの前処理施設を導入したことによって、今まで導入した四辻、あるいは三河内について、どの程度のランニングコストが安くなったかというご質問だと思いますが、実は、三河内については現在、まだ、完成した状況ということになっていませんので、そうしたデータを持っておりません。四辻についてですが、四辻につきましては、まず、第一といたしまして、四辻で水質に随分苦労しておりました。その問題というのは、鉄とマンガンとアンモニア性窒素の問題、これを解決するに当たって、どういった方法がいいかという部分が、まず一つ。それから、従来の四辻の運転方式を、そのまま継続した場合はどうなるかという二つの比較をさせていただいています。

まず、従来のままということになりますと、水質的には随分問題を残したままという状況になるわけですが、四辻の従来のままだと薬品代が年間で700万円、それがナガオカを導入後は100万円で済んでいるという状況でございます。

それから、今の鉄、マンガン、アンモニア性窒素を処理するに当たって、上山田第二浄水場が同様な状況の中での施設です。それについて、そちらの方法で、もし、四辻をつくった場合は、どうなのかという部分についても比較をさせていただいています。その辺につきましては、メンテナンス費用が上山田第二については147万円、四辻につきましては130万円ほどということで、若干ではございますが、ナガオカ方式のほうが安くなっております。以上です。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 2カ月ほど前でしたか、テレビを見ておると、このナガオカの会社の井村社長さんという方が出ていらっしゃるって、いわゆる中国でケミレスという方式を現在やっているというお話がございました。そして、昨年、年末に出ました日本水道産業新聞を見ますと、太田町長と三村社長との大きな対談が出ておるわけでございまして、非常に先見性があったのではないかなと、課長以下、水道課の皆さんの、そういった努力だなと思っておりますが、きょうのインターネットニュースは日本コカコーラボトリングが韓国から、今度は水を買うという話が、

けさのインターネットニュースに出ております。ちょっと量はわかりませんが、そこで町長にお尋ねしたいのは、この与謝野町も現在、受給がどういう格好かわかりませんが、今までの資料で見ると約20万㎡というか、20万トンほどの差があるんじゃないかなと。あるいは、それが半分としても10万トンぐらいの余裕があるんじゃないかなと思うんですが、この水を一つの、今度、東北が、こういった大変なことになりまして、水というものが非常に重要なということが改めてわかってきたんですが、そういった部分を、これから一つの与謝野町の商品として育てていくと、こういうことも方法ではないかと思うんですが、その辺は、町長はどのようにお考えですか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 現実、できるかどうかという具体的なあれは、また、課長に聞いていただいらいですけども、現実的には、その水の確保ということが非常に困難であるという中で、地下水をくみ上げてやっております。ですから、その売るところまではいかないんじゃないかなと、売るなんていう発想をあまり持ち合わせておりませんでしたので、確実なことは申し上げられませんが、今のところ、そういう考えはございません。多分そうだと思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） ここにきまして、この大阪市水道局の「ほんまや」という水が全国に供給されておる。それで、ここは自分のところでボトルに詰めているんじゃないんですよ。これは委託会社が全部やっていると、大阪市は供給する側なんですけど、私は一つの大きな財産になるんじゃないかなと、あるいは育てることができるんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

価格にしましても、実際に買う側は幾らでも、今、ボトルの水というのは価格がつけられている。大体500倍と、こういうふうに言われておりますね、価格が。そういうところから考えても、一つの、私は商品として、これを考えていくと、人口はなかなかふえないと、こういうことの中で余裕というのは、まだ、これからも出ると、非常に水道管の整備等も進んでまいりましたし、そういったことで、これからの一つの課題ではないかなと、こういうふうに思っております。町長に一つ、今後の中でご検討をいただきたいということをお願いをして、終わりにします。以上です。

議 長（井田義之） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第30号、平成23年度与謝野町簡易水道特別会計予算は原案のとおり可決する

ことに決定しました。

次に、日程第2 議案第31号、平成23年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、赤松議員。

13番（赤松孝一） それでは、早速、質問をいたします。現在、先日もチラシで入っていましたが、与謝野町が保有しています売り出しの宅地は何区画あるんでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今の分譲宅地造成事業特別会計で持っておりますのが19区画ございます。それから、基金のほうで持っております分譲地がございます。それが6区画ございます。

議長（井田義之） 赤松議員。

13番（赤松孝一） 昨年の総務常任委員会の際に管内の分譲宅地を何カ所か見て回ってきまして、ほとんどの場所だと思いますが、例の公営の箇所を見てまいりましたが、私、思うんですが、これ今、こういった状況、なかなか土地は売れないですね、民間の土地も含めて、それで民業圧迫もぐあいが悪いんですが、僕、ある程度コスト、いわゆる売り値を落として、早く売りさばいてしまわないと、これ幾らでも管理費がかかりますし、私は、だから、そういった意味で、いわゆる値段を下げると、価格を下げると。ただし、この場合に、今まで既にご覧いただいた方の、ある程度、納得、了解も要ります。それから、民業圧迫になりますので、当然、不動産の、ここは第7支部ですから、丹後ブロックは第7支部のほうへの、いわゆるそういったことに対するおわびと、なおかつ一緒に売ってもらえませんか、不動産業者にも手数料を払いますというふうにして一緒に売っていただくと、これは宮津市も綾部市もやっています。だから、不動産業者にも民業圧迫をしませんよと、売ってくださいと、手数料を払いますと、また、コストはダウンしますと、こういった形で、ある程度、見切りをしていかないと、これ持ったまま、何年持っても、これ意味のないもので、やはり早く売って、そして、早く人に住んでいただくと、そして、そこで経済効果が生まれるというふうな、また、固定資産税も入ってくるというふうな、新たな見方をしないと、私の見方で、もう完全に、これ商品価値ないと思うものもあります。特に、こんなことを言うと何ですが、旧加悦町側のほうの算所の部分はいいですけども、あとの加悦奥とか滝とか、あちらのほうに行きますと、非常に価値観のない、非常に低いものがございますので、そういった点は、やはり大英断をされる時期ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今、議員、ご提案をいただきました、ほかの、例えば分譲をされておる民間の業者に当たったらどうだというふうなお話をいただきました。それは私どもも1年半ほど前に、さっき支部だというふうにおっしゃいましたけれども、その支部の皆さんと1回、お話をさせてもらったことがございます。そのときにも、うちの分譲地も見させていただきましたんですけども、今おっしゃいましたように、民間でもなかなか売れないというふうなことをおっしゃっておりまして、そのときに、例えば、ある程度のマージンを渡し

て、そういうふうなことをやっていったらどうだというふうなご提案を受けましたけれども、なかなかその部分を、じゃあどれだけ下げるとかというふうな話の中で、業者のほうもなかなか自分とこのやつも売れへんのですというふうなことを聞きましたので、それ以上のお話は、とりあえずしませんでした。過去に、そういうふうな経過がございまして、今、なかなかそれ以上に、今、民間の部分についても大変厳しいというふうな状況なんではないかなというふうに思っております。

このままでいくと、そのまま、いわゆる維持管理費が残ってくるというふうなこともございまして、どうしていくかというふうなことを考えなければならないというふうに思っております。どういんですか、今、基金のほうで抱えておる部分も合わせまして25区画というふうなことがあるわけでございますけれども、一つは土地利用の観点でもう少し、いうたら考え方が整理できないかなというふうに思っております。例えば、今の分譲地の部分を別の活用にするとか、そういったことも一つの活用方法なのかなというふうに思っております。今、議員がおっしゃいましたように値段を下げるというふうなことまで、まだ、考えておりませんでしたので、その辺のところも一定は、ちょっと考える必要があるのかなというふうに思っておりますのと同時に、さっき言いましたように、今、分譲地である部分につきまして、住んでおられる方と当然、お話ししなければならないというふうなこともございますし、その辺のところはちょっと考えはあるんですけれども、今、住んでおられる方と、どういうふうな格好にしていくなかというふうなことを、まだ、よう決めておりませんし、一定程度、すべての分譲地が、そういう格好にあるかどうかはわかりませんが、そういうふうなところでちょっと考えてみたいというふうに思っています。

今、きちんとしたことをようお答えしませんのは、それは皆さんのほうと、今後、そういうふうなことをやっていきたいというふうに思っていますので、そのことがやっぱり理解をしていただくという方向性がないと、ここで、こういうふうなお話をするというふうなこともできないと思っておりますので、ちょっともう少し時間がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 赤松議員。

- 1 3 番（赤松孝一） よくわかりました。私、一律何割ダウンとかいうのではなしに、場所によって商品価値が全く違うわけですね、場所によっては。だから、もうはっきり言って商品価値のないものはどんと落とすと、それから、やはりそこそこのダウンさえすれば売れるものは、ある程度、値段を下げるとか、そういうふうな感覚で、一律ではなしに、やはりそうしていったら処分されないと、ただ、分譲宅地でないものに利用されるのは別です、その場合は、ただ実際に私、見まして、何カ所かは、まず売れんだろうと思うものもあります。そういった意味で、ぜひとも、それから民間の業者の方々も自分のほうから幾らとは言いませんけれども、何ぼにしないかなんていうことは、こちらから、これくらいの価格で持ってきたらどうでしょうと、相談を持ちかけて、ある程度のリベートさえお支払いすれば、これは商売道具なんですよ。だれの土地であろうとも、それは自分のところの持っている持ち分もあれば、そういう持ち分でないものもありますから、これは恐らく僕は協力はしていただけたと思います。ぜひとも、そういう方向も、やはり民間活力、民間の力をかりるといことも考えられまして、一日も早く今あるものは、1回大蔵ざらえをします。また、新たなチャレンジをするという気持ちで一日も早い、いわゆるセールスを、

ぜひとも期待をしているところであります。以上です。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第31号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第31号、平成23年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第3 議案第32号、平成23年度与謝野町下水道特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由のは終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議 長（井田義之） 今田議員。

- 1 6 番（今田博文） 当初予算の議案資料に下水のここの事業と、それから、その箇所を提示をさせていただいておまして、今回、石川、それから四辻、温江、滝、与謝と、かなりの面整備ができるのかなというふうに思っております。今回の、この事業費というのは、どれくらいになっておるかということと、このここの、この事業が終了しますと、あと残っている面整備といいますか、延長といいますか、どこの地域が残ることになるのでしょうか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） おはようございます。それでは、今田議員のご質問にお答えいたします。まず、23年度の事業費でございますが、23年度につきましては公共、特環合わせまして4億980万円の事業費で事業を執行していきたいというふうに考えております。

昨年、平成22年度は6月補正後で6億8,000万円ほどでございますが、それから若干目減りいたしております。といいますのが、事業認可区域が、まだ、とれていない地区がございますので、それを今年度、とりまして、また、来年以降に事業を行っていききたいというところがございますので、現在、事業認可区域が、進捗が非常に早いものですから、今、工事をしようにも、できるところがちょっと減ってきておるとい状況でございます。したがって、23年度では事業費を若干落としまして、できるところを行って行って、それとあわせて事業認可区域を拡大して、来年以降の事業に結びつけていきたいというようなことで考えております。

それから、23年度事業を実施しました残りでございますが、23年度では新たに滝地区と与謝地区が面整備が終了となります。これによりまして、24年度以降に残りますのが野田川地域では石川地区、それと加悦地域では温江地区が残ってきます。それと若干野田川地域で三河内地区の三河内東本線沿いが若干残ってきますけれども、これについても開発にあわせて事業を行っていく予定でおりますので、これらによりまして、現在、石川地区につきましては、これまで旧

町時代から香河川の改修とあわせてといえますか、それがありましたものですから、面整備が若干おくれぎみでありましたけれども、合併いたしましたから、ほかの地区が進んできましたので、今後、石川地区を優先といえますか、そこしかないわけですが、事業を行って整備を進めてきて、一応23年度におきましては石川地区も川上と大宮地区はすべて面整備が終了する予定でございますので、あと石川地区で残りますのは、かねてから説明させていただいておりますように、鞭谷川沿い、香河川から伸びます準用河川の鞭谷川沿いのエリアが非常に工事困難箇所でございますので、これにつきまして、残ってきますものと、それとバイパス、国道176号バイパスがジャパンからメモリアルホールおのえ、それから、分譲宅地がございますけれども、あのあたりが、まだ、整備ができておりませんので、あのあたりの整備が残っておりますので、その石川地区でも、その2地区をメインで24年度以降は整備を進めてまいりたいと考えております。

温江地区につきましては、22年度で温江公民館まで整備が完了しましたので、今後、23年度では温江公民館から町営住宅の尾の上団地に向けて整備を行っていきまして、途中、温江川がございますので、一番低いところに、それを通り過ぎたところまで整備を進めていきたいと、それと尾上団地につきましては、今後、町の住宅のマスタープランなんかにあわせまして整備を行っていききたいということで考えておりまして、24年度以降、温江地区で残りますのは公民館から、さらに上流に向かいまして山の家方向に向かいまして前年に供用開始いたしました農業集落排水地域以外の部分が残っておりますので、それを鋭意、整備を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 23年度、終わりますとあと石川と温江が残るといふうな今、お話をいただきました。この場からもたびたび私は申し上げておりましたサービス格差がかなりひど過ぎるといふうなことで、旧加悦町時代から平成37年、8年が下水の全戸水洗化につなぐと、37年、8年までかかるんだといふうな話を聞かせていただいております、それに比べますとかなり推進といえますか、進捗をさせていただいたなといふうに思っております、非常に住民の皆さんにとってはありがたいなといふうな思いではないかなといふうに思っております。

事業費が、ことしは4億980万円、それから、22年が6億8,000万円ということで、2億円ほど事業費が、ことしは少ないわけですが、認可がとれていないといふうなことですが、23年度中に認可がとれて、いわゆる補正をかけるといふうなことはできるのでしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。23年度中に事業認可の区域の拡大を行いまして、23年度中には、その拡大しました区域の測量調査、それと実施設計を並行して行っていきたいと考えております。工事は認められませんので、委託までは国のほうで認めていただきますので、認可とあわせて、その事前調査を行っていききたいと、そして、24年度以降に面整備工事に着手していききたいといふうな予定でおります。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） そうすると公共、特環の下水につきましては、24年、25年ぐらいには全戸水

洗化が完了するというふうな予定でよろしいのでしょうか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） その予定でいきますと、大体27年ごろには工事困難箇所以外は、もう整備は完了するであろうと、その時点で若干工事困難箇所が残ってくるのではないかなというようなことで考えておりますが、それにつきましても計画的に年次計画を立てまして遅くならないように考えていきたいと思っています。それで、今田議員がおっしゃいました水洗化完了というようなお話がありましたけれども、普及は完了と、水洗化は、まだ、それに後からついてきますので、一応面整備は完了して普及率は100%に近づいてくるというふうなことでございます。

議 長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 水洗化と申し上げたのは、いわゆる公共ますがつくという意味で、私はわかりやすく申し上げたつもりでございます。それから、空水量のことが議会でも、いろいろと取り上げられておりましたけれども、21年度でゼロになったというふうなお話を決算のときだったか、聞いたような記憶があるわけですが、現在の状況はどうなっていますか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） それでは、ご質問の空水量の件につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。まず、この排水負担金につきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。もともとこの計画でございますが、共用、この関連市町の宮津市、旧加悦町、旧野田川町、旧岩滝町の、この1市3町で供用開始する前ですね、前に計画を立てまして、平成5年度から24年度までの20年間に1市3町から排水されます見込みの排水量を積み上げました全計画排水量が出てきます。その計画排水量で、その20年間の全排水量を処理するための維持管理費の総計、これを割りまして算出しましたものが排水負担金の単価、1トン当たり98円でございます。それをまず、ご理解いただきたいと思っております。

その収支のバランスでございますが、この20年間の前半につきましては排水量が少ないものですから、関連市町からの排水負担金と、それと流域下水道の維持管理費のバランスがとれません。したがって、そのバランスがとれないすき間の分につきましては京都府からの借り入れで帳じりを合わせてきたという経過がございます。

そして20年間の後半になりますと今度逆に排水負担金がふえてきますので、それで京都府への償還を行いまして、20年間全体で収支のバランスをとれるようにしていくというふうな、これがもともとこの計画でございました。この計画に対しまして、実績といたしましては、計画どおりに、それは水洗化が進んでいなかったというふうなことが理由になるのかなと思いますけれども、流域の維持管理費用が少なくて済んできたというふうな皮肉な結果が出てきております。それに対しまして、関連市町からの排水負担金は当初の計画どおりにおさめてきておりますので、収入が非常に多いわけですね。それで京都府の借り入れの償還を早い段階から行ってきたということから、20年間の計画が14年間で収支のバランスがとれたというふうなことでございます。

したがって、現在は、もともとこの計画でございますと、その年度の維持管理費用にプラス、京都府への償還金がオンされた金額を関連市町で負担するというふうなことになってきておったわけでございますが、現在は、もうバランスがとれましたので、償還費用は要らずに現在の流域の維持管理費用のみを関連市町で負担してやればいいというふうなことになっておりますので、

14年ですので、18年に、その償還のバランスがとれましたので、19年以降につきましては、空水量ということではございませんけれども、払う費用が減ってきていますので、そういう意味で使用料収入額と、それから京都府へ払います排水負担金を比較しますと若干使用料収入が、平成18年から若干ですけれども、多くなってきておるといふ状況でございます。決算ベースでいきますと18年が2万9,000円、それと19年が72万8,000円、20年が375万1,000円、21年が7万5,000円、これ決算ベースですが、22年度は、まだ今からでございますので、決算は、予算ベースでいきますと現在、2,591万8,000円のマイナスでございますので、空水量の負担金を払っていかねばならないという状況になっておりますが、この排水負担金は当初の覚書どおりの排水負担金額を計上しておりますので、これが実績によりまして減額されることになっていきます。その減額の割合がどのぐらいかということが、今ではちょっと想定できませんので、その減額の割合によりましては結果的に空水量負担金が発生しないケースが出てくるというようなことで、これももともとの計画で計画排水といいますのは、全くの計画に基づいて算出しておりますし、最終的に精算を行いますのは実績の水量によって行いますので、それがリンクをしておりませんので、結果的に、ケツの数字を見て空水量負担金が発生するかないかというような判断になると思っておりますので、今のところ、ちょっと予想は、想定はできませんけれども、また、実績によりまして多額の減額が出てくるというふうなことは、それは間違いなしに出てくると思っておりますので、まだ、決算の段階で空水量負担金は要りませんというふうなご報告ができれば大変ありがたいというふうなことで考えております。以上でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 下水道課長の、今、答弁をいただきました。18年からずっと、それぞれお答えをいただいたわけですけれども、私十分、理解ができませんので、今のことを資料にしてまとめて、ぜひ出していただけたらなというふうに思いますので、議長のほうかお願いをしていただきたいというふうに思います。

それから、21年度末で水洗化率が62.6%というふうに聞いた記憶があるんですけども、現在どうなっているかということと。それから、水洗化率の向上について、どのような取り組みをされておるか、お聞きをします。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。平成22年度末で62.6%の水洗化率でございました。

それから、1年前の21年度末も62.6%で全く同じ率でございました。まず、これについて説明させていただきますと、合併いたしましてから面整備の推進を、非常に力を入れておりますので、それによりまして水洗化率といいますのは、接続可能人数分の接続済み人数ということでございますので、接続可能人数を今どんどんふやしていますので、そういう意味で、同じ割合でしか水洗化がふえなければ、もう率はかわらないという状況で、極端に言えば、言わせていただければ面整備が全部終わりました段階では、もう水洗化率はどんどん上がってくるというふうな状況になろうかと思っておりますけれども、現在は面整備のほうを行っておりますので、その率が極端に改善していくようなことはなかなか難しいかなというふうに思っております。それで、その努力でございますけれども、前にもお話させていただきましたが、現在、なかなか効果は出ており

ませんが、便所の接続は、どうしてもお金がかかりますものですから、それを後回していただきまして、まず、家庭雑排水の水洗化をお願いしたいということで、それに伴います水洗化奨励の施策、いわゆる利子補給金ですとか、そういったものも、そういった便所の改修をされない方でも受けていただけるような要綱も改正いたしまして、対応しておりますが、そう目立って効果は、率的には上がってきていないというふうな状況でございます。

それで、かねてから話も出ていますが、現在、町で行っております住宅新築改修補助制度でございますが、これが下水道の水洗化工事も対象になるというふうなことで、非常に効果を期待しておりますところでございますけれども、これにつきまして若干触れさせていただいてお答えとさせていただきますと思います。

まず、住宅新築改修補助金制度の導入前と導入後の排水設備計画確認申請ですね、接続申請の状況について報告をさせていただきます。この制度を導入いたしましたのが、21年8月からでございます。それで、その8月の一月前の7月の時点と、それと1年前の20年7月の時点の年度の累計件数を報告させていただきますと、平成20年度7月時点では年度累計が130件の申請でございました、数は。それに対しまして制度導入一月前の21年7月では111件でございまして、前年に比べますと減少傾向に、接続申請自体が減少傾向にございましたが、それが、この制度を導入いたしましたから、この制度導入前の平成20年度の3月、年度末ですね、年度末での接続累計件数が262件でございましたが、その7月の時点で減少傾向でありましたものが、3月では268件というふうなことで、前年並に盛り返してきたというふうなことが言えると思っております。

それと21年度から導入いたしまして、翌年の22年7月の状況でございますが、7月では、その7月の累計件数が129件でございますので、制度導入前の20年の130件と比べますと同程度を維持しておるといふふうな状況でございます。

このあたりまでは大体、接続の申請が目減りせず何とか前年並の同程度を維持できておるといふふうな意味合いでは、効果が上がってきておるといふふうな状況でございます。ここまでは同程度を維持しておったわけでございますが、これが今年度、22年11月以降になりますと2年前の同月との比較をいたしますと、11月からは累計件数が増加してきております。11月から増加傾向に転じてきておりますので、この制度の最終年度、23年度に非常に大きな期待を寄せていきたいというふうなことで考えております。以上でございます。

議長（井田義之） 今田議員。

- 16番（今田博文） 今、詳しく答弁をいただきました。住宅改修の関係も絡めてご説明をいただいたわけですが、課長、あるいは担当課の皆さんが、まだ、接続をしていない家庭、特に3年以後の方について、じかに家庭を回って進めておられる状況も、私はよく知っておりますけれども、なかなか、こういう時代、景況があまりぱっとしない収入も少ない、あるいは高齢化がどんどん進むという中で、水洗化率を上げていくというのは本当に難しい部分もあるのかなというふうに思いますけれども、いざやはり水洗化につながりますと、本当に気持ちよく快適な生活ができるというふうなことはだれしも経験をされているのではないかなというふうに思っております。しかし、いかんせん多額の費用がかかる。これが非常に大きなネックだというふうに思いますけれども、ぜひ今後も、そういう水洗化率を上げる。阿蘇海の浄化の話も、この議会では出ており

ます。そういった意味も含めて、ぜひ今後もご努力をいただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） では、下水につきまして少し質問をさせていただきます。

今、今田議員のほうから質問がありまして、課長のほうから説明があったわけですが、ちょっとわからなかったもので、改めてお伺いしておきたいと思います。

それは、空水量の関係ですが、今の答弁を聞いておきますと、18年以降、18年、14年間で、バランスがとれたので18年以降は分担金が減額されてきておるといふふうにお伺いしたと思うんですが、間違いはないでしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。糸井議員がおっしゃいますように14年間でバランスがとれましたので、18年以降につきましては排水負担金が、覚書どおりの排水負担金ではなしに、実績に基づいて減額をされてきております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 実績に基づいて分担金を支払っておるといのは、いわゆる接続に伴って流される水量に対して、そういういわゆる実績に基づいて分担金が支払われるということでしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。実績と申しましたのは、維持管理費用の実績という意味でございまして、先ほども説明いたしましたが、もともとの計画の維持管理用、23年度でしたら平成4年ごろに策定いたしました覚書を策定するために総管理費用を出しております。それが年度ごとに振り分けられておりますので、その時点での23年度の維持管理費用にプラス京都府への償還金、これで排水負担金が決められておりましたが、先ほども言いましたように京都府への償還金は、もう不用となりました。それから、維持管理費用も、23年度の実績によって維持管理費用もかわってきますので、それによって計画排水量に基づく排水負担金を払いますと払い過ぎになりますので、その23年度に必要となりました維持管理費用によって排水負担金を再度計算し直しますということでございますので、ちょっとなかなか、それ説明がしばらくいわけでございますが、まず、先ほど言われましたように、資料をまた、お配りしたいと思います。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 本当にわかりません。資料を出していただけるということですので、これは公共と特環と分けて出していただくんだったら出していただきたいなというふうに思います。それで、先ほど今田議員も言っておられましたけれども、21年度は空水量がなくなったというふうに、いわゆるプラスに転じたということなんですが、22年度の予算ベースでも、恐らくまだ、決算出ておりませんのでわかりませんので、予算ベースでも、恐らく空水量はないというふうに思っておるんですが、23年度はいかがでしょう。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。平成18年度から21年度までは空水量負担金は発生しておりません。18年から21年です。これは発生しておりませんが、平成22年度では予算ベー

スでは2, 591万8, 000円、空水量負担金が発生しておる予算となっております。発生しています。先ほども説明いたしました、これがまた、年度末に実績によりまして減額となってきますので、その減額の割合によっては空水量により負担金が発生するか、発生しないか、その時点での判断になると思います。

それから、23年度につきましては、全体で2, 650万2, 000円空水量負担金が発生する予算となっております。2, 650万2, 000円になります。予算ベースでございます。予算につきましては、覚書に基づきまして排水負担金を計上しておりますので、どうしても空水量負担金が出てくるわけでございますが、そして、実際の支払いにつきましても、四半期ごとに支払いをします、覚書に基づきまして。したがって、予算の時点ではあくまで覚書に基づく排水負担金を計上させていただく以外にないというふうなことでお世話になっておりますので、ご理解いただきますように、よろしく願いいたします。

議長（井田義之） 糸井議員。

- 1 4 番（糸井満雄） 負担金の関係で私ちょっとわからないのですが、大体21年度の公共、特環の負担金、あるいは22年度の予算ベースでの公共、特環の負担金、それと23年度の予算の比較をしてみますと、23年度は公共はあまりふえていないんですが、特環が非常に大きくふえておるわけです。21年度のベースから、決算ベースから比較しますと3, 132万8, 000円もふえておるんですけども、これはちょっと異常ではないかなと、22年度でも934万4, 000円の増加ですし、23年度は3, 132万8, 000円の増加となっております。公共でも1, 449万2, 000円と、非常に21年度の決算ベースからするとふえてきておるんですけども、先ほどの減額されてきておるというふうなことからすると、なかなかちょっと矛盾を感じるんですけども、これはどういうふうな理解をしたらよろしいですか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。もともとの計画につきましては、まずは、先ほどの説明をさせていただきたいと思いますが、もともと平成5年度から24年度までの20年間で排水負担金の単価を定めたというのは説明させていただきましたが、その大もととなりますのは平成5年度から19年度の15年間で、まず、排水負担金の単価を定めました。京都府から通知がありました。このときには1トン当たり108円という単価で提示がございました。ですが、その単価の提示では、当時の首長さんたちで、これを何とか二けたにするようにということで京都府のほうに強い要望をしていただきまして、それによって現在の98円という単価になったわけですが、その98円にするための作業といたしまして、京都府が行いましたのが15年間の財政計画を20年間に延長しまして、残りの5年間に計画排水量をどんとふやしたというふうなことがございました。それによって負担金の単価が98円になったという、そういういきさつがございます。

したがって、予算ベースで行いますのは、その5年間に大幅に排水量を積んだ、その数字に基づいて予算を組んでおりますので、実績は、それは全くリンクしていませんので、関係ございませんが、そういう意味で実績と比較しますと大幅な増額になっておるというふうなことでありかなというふうなことを思いますが、ちょっと1点だけ訂正をさせていただきたいと思いません。予算につきましては、覚書に基づきまして排水負担金を計上しておるというようなことで、

先ほど説明いたしました、今現在は最終的に年度末に減額になってくることはわかっておりますので、現在、予算を組むのも非常に財政的に困難をきわめておるといことがございますので、一定減額されることを頭に入れながら落としてきておるとい状況でございます。

糸井議員の、先ほどのご質問につきましては、覚書期間の最後の今、5年間に入っていますので、24年度が最終年度でございます。最後の98円の単価にするために5年間積み足しました今、その年度に入ってきておりますので、実績と比較しますと、計画につきましては非常に大きな金額になってきておるといことであろうかと思ひます。以上でございます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 何かますますわからなくなりましたのですが、今、答弁を聞いておると、先ほど18年までは、いわゆる14年間で、ペイしたから、これからは減額していくというふうなことであったんですけども、今、聞いておると、19年度まではトン当たり108円の、交渉した結果トン当たり98円になったと、この後半に、そのかわりに計画数量をどんと持ってきたということで、結果的には単価は下げたけれども、水量を上げたので高くなったと、こういうふうには受け取ったんですけども、それで間違いありませんか。

議 長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 説明の仕方がまずくて申しわけございません。108円の単価を98円にするために、その必要となる水量を、後の5年間にオンしてきたという意味合いでございますので、それによって支払う総額はふえてきたということではございませんし、もともと、この排水負担金と申しますのは、京都府は一切負担をしませんので、どんな形であろうと関連市町の1市3町ですべて負担するというふうな仕組みでスタートしておりますので、単価が変わることによって負担金額がふえるというようなことはなかったと思っております。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） どちらにいたしましても、空水量がふえるということについては好ましくない状況なので、空水量がふえないようにしてほしいわけですが、説明を聞いておると、あまりわからないというふうに思っております。今田議員からの要求がありました、その資料です、それを見させていただきながら決算のときに、また、少し検討をさせていただきたいというふうなことにしたいと思っております。それで下水道課長、一つだけちょっとお尋ね、ちょっと話は違うんですよ。ころっとかわりますが、実は22年度に森ノ下の団地に下水工事の計画があったんですけども、これはどうなったのでしょうか。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思ひます。今の議員のほうから一般会計でもご指摘されておるとい、また、住宅の関係の、ストックの関係で調整をしていきたいというふうに考えておるとい、ご理解いただきたいと思ひます。

議 長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） きょうは住宅の関係で答弁があったので、それと同じらしいんです、これでもやめますけれども、22年度に森ノ下の団地の下水工事が、実は計画されておったんです。総合計画の中で、これが実施されていないので、いつ実施されるのかなと、私はちょっと思っております。

たんですけれども、今後の住宅計画の中で、これをするということらしいんですので、この辺で質問は終わりたいと思います。以上です。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

10時55分まで休憩します。

（休憩 午前10時36分）

（再開 午前11時55分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、下水道特別会計予算に対する質疑を続行します。

野村議員。

- 1 番（野村生八） それでは、下水道会計について、課長に質問します。まず、360ページの一般会計繰入金が7億2,000万円ということになっていますが、このうちの町単費繰り入れ分は幾らになっていましてでしょうか。交付税算入等に、あるいは補助等に基づく繰り入れと町単費分とあると思うんですが、町単費分は幾らになっていましてか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 野村議員のご質問にお答えします。一般会計からの繰り入れに対します基準内繰り入れという意味合いかなと思いますが、現在、その資料をちょっと持ち合わせておりませんし、来年度、決算においてきちっと基準内繰り入れを出しますので、現在のところ正確な数字は把握できておりませんが、これまでの実績からいきますと約9割程度が基準内繰り入れが行えるというふうなことで考えております。内容をざくっといいますと、償還金の約50%、それと流域下水道費用への、現在、流域下水道はすべて起債対応になっております、100%起債対応になっておりますが、本来は90%の対応でございますので、起債充当が、そのすき間の10%は交付税で対応するというようなことになっております。それと、ざくっと言いますと、そのあたりのことでございますと、それと、ここ数年前から新たに出てきましたのが分流式の下水道に対する繰入金というものがございまして、今、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、頭の覚える中で説明させていただきますと、本来使用料として徴収しなければならない額に対しまして、そのうち行政が負担しなければならない見合い分の額、それを交付税で見るとというようなものが数年前に出てきて、それが出てきました後に基準内繰入額の割合が若干ふえてきておるというようなことで、ここ数年の実績としましては、大体90%から95%程度かなというふうなことで理解しております。以上でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） この使用料等の収入、あるいは国庫支出等の収入と支出で事業を行った、あるいは公債費、借金返し等々の足りない部分を単費で繰り入れて会計を運営しているのは、この間、ずっとやられてきていまして、絶えずこれが毎年ふえてくるという形で来ていたと思うんですが、この23年度についていえば、公債費に対して町債が減っていますね、先ほど、答弁にありましたように、事業費が減ったというのが大きな理由だと思いますが、そういうことや、それからそのほかの経費についてはちょっと比較していないのでわからんですが、そういう点から考えると、この町単費繰り入れは今後どういう推移になっていくと考えるのか、先ほどの答弁では4年から5年で大体、工事が終わっていくという中で、これがさらに、その後、人件費等々も当然、事業がなくなれば職員の数も減らせるということも含めて減っていくのかなというふう

に思うんですが、その辺の見込みについてはどう、23年度から見れば、どういうふうな状況でしょうか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えしたいと思います。下水道会計の財政計画の話になると思いますが、現在、整備が非常に早くなってきたということで、現在、鋭意見直しをかけておる最中ですが、その見直しをかける前ですと、まだまだ、繰り入れのピークは、もうちょっと先になるというふうなことでおりましたが、事業費が目減りしてきまして、そしてもうここ数年でなくなってくるようなことの事態になりますと、先ほどもおっしゃいましたように当然、整備にかかわります人件費も減ってくるというようなことから、そういうことも想定しまして現在、財政計画の見直しを下水道課のほうでしておりますので、その辺の見直しが完了いたしましたら、また、一定、ある程度現実に合ったような数字がお示しできるのではないかなというふうなことを考えておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。現在の見通しとしましても、下水道の償還といいますのは、公債費の30年償還でございますので、まだまだ今から償還に対しますピークが今後、訪れてくることとなりますので、23年度と比較しますと、まだ、ここ数年間は伸びてくるだろうと、ふえてくるような計画になるであろうというふうなことで想定しております。また、財政計画が定まりましたら、お示ししたいと思いますので、もうしばらく猶予をいただきたいと思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 383ページに公債費の内訳があつて元金が6億2,000万円、前年度に比べて4,600万円ふえています。先ほども言いましたように町債は5億6,000万円ということで、これ23年度だけ見れば起債が減ることになると、当然、起債が減るということは負担が減ってくるということになると思いますが、今後の四、五年だけで見ても、この傾向は続くのか、先ほど言われましたように面整備のできるどころが減って、23年度は減らされていますが、その24年度から、また、今までどおり起債がふえていくのか、しかし、公債費の返済額はふえていきますのでね、4,600万円、ことしもふえていますが、その関係でのバランスについては、長期ではなくて近いところでのバランスについては、どのような状況になっていると考えられていますか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。事業にかかります起債といいますのは、今後、23年と比較しまして、そうふえてくることはないと思っておりますので、そういう、そこだけをとらえますと公債費は減ってくるであろうというふうなことに考えております。ここ二、三年前から高率の借りかえを行ってきておりますので、その辺で若干かわってきておると、それと資本平準化債というものを今は起債、新たなものを起こしておりますので、それで認めていただく金額によりまして起債額の全額が減ってくるかどうかということにはちょっと今は判断できませんけれども、事業費だけでとらえますと、おっしゃいますように今後は減ってくる方向にあるというふうなことが言えると思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） その単費繰り入れがどうなるかということは、先ほどから質問がありました空水

量、いわゆる流域への負担金と町民からの使用料、このバランスも大きな影響があるだろうと思います。それでお聞きするんですが、先ほど1トン98円というのが計画段階での負担金だということが言われましたが、実際のかかっている経費から請求される額というのは1トン幾らで、例えば一番近いところはなっていますか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） お答えいたします。計画では98円の単価でございますが、それを実績によって単価を下げるという手法ではなしに、全体の計画、排水量に伴います排水負担金を実績の水量、計画の水量と、実績に流れた水量との比較の中で宮津市と与謝野町とのバランス性なんかも考えて、一律に単価掛ける水量ということではなしに、今、京都府のやられていますのは計画排水量の水量を何がしかの手法によって落としてくるというようなことで、単価を変えるという手法ではございません。

それから、ちょっと申し添えますと、現在の覚書は24年までの覚書になっておりますので、25年度以降につきましては、また、新たな覚書を締結する必要がございますので、また、これにつきましては今後、京都府、宮津市、与謝野町の三者で協議を進めて25年度の新たな覚書を締結してまいりたいというようなことを考えておりますので、若干答弁に申し添えさせていただきます。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 流域は、京都府は一切補助は出さないということを、先ほども言われていますが、反対に黒字も出さない運営をされるだろうと、もうけられることもないだろうというふうに思いますので、どういう手法かは別にしまして、実際、処理した処理水が幾らの経費になるかによって負担金は決まってくるというのが考え方だろうと思うんですね。そういう意味では、先ほど言われました決算ベースで出ていた負担金が、その時点での出した水量、割りますとトン当たり幾らというのは出ると思うんですが、それは幾らになっていますか。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 大変申しわけございませんが、本日、資料を持ち合わせておりませんので、また、後ほど報告させていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） ぜひ知りたいのは今後、これがどうなっていくかという傾向なんですね。当然これからも流域での処理の水量というのはふえていきます。問題は処理の量がふえていけば、トン当たりの単価が下がるのであれば、いわゆる負担は、会計の負担は減ると思うんですけども、それが水量がふえるのにトン当たりの単価が下がらないのであれば、現在の負担金と使用料の関係というのは、比率はかわらないということになりますよね。そこら辺では、今までの傾向から見れば、それは何か言えることがあるのかどうか、その辺は、ぜひ分析していただいて、これは非常に今後の財政計画に大きな影響があると思うんですが、今の時点でわかっていることがありましたらお聞きしておきたいと思うんですけども。

議長（井田義之） 西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 大変申しわけございませんが、現在のところ分析できておりませんので、また、今後、分析いたしまして、今後の財政計画のほうに生かしてまいりたいというふうに考えており

ます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 一般会計の質疑の中で将来の財政の見通しというのが、非常に厳しい問題について指摘をしましたが、その中身で見れば、繰出金がどんどんふえていくというのが大きな要因の一つにありました。そういう点では今の質疑の、今後、繰り出しがどうなっていくかということに起債と公債費、そして、事業の額、人件費等の経費、それから、この負担金ですね、流域への負担金が使用料で、どれだけ黒字になるのか、あるいはペイするぐらいにしかならないのかというのは、非常に大きな影響があるだろうと思っていますので、早急に、その辺は試算をしてもらって、ぜひ報告を、改めて違うところでしていただきたいということを指摘して、質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第32号、平成23年度与謝野町下水道特別会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第33号、平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第33号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第33号、平成23年度与謝野町農業集落排水特別会計予算は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5 議案第34号、平成23年度与謝野町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） それでは、介護保険会計について質問をさせていただきたいというふうに思っております。最初に高齢化率についてお伺いをしたいというふうに思っております。

我々も、もうすぐ高齢化の仲間入りをする日が、やがて来るわけですが、団塊の世代がそういうエリアに入ったときには、かなりの高齢化率になるというふうなことが報道されております。全国平均で現在23.1%の高齢化率だろうというふうに思っております。2,944万人、男性が1,258万人、女性が1,685万人、このような数字になっておりますけれども、現在、当町の高齢化率、あるいは人数というのは、どのようになっていますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 議員、質問の高齢化率を申し上げたいというふうに思います。率といたしましては2月末現在で29.2%ということになっております。人数的には7,159名ということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今、29.2%、7,159名ということですが、先ほど申し上げましたように我々団塊の世代が高齢化の仲間入りをする、かなり、この数字というのは上がってくるというふうに思いますけれども、そういった将来の予測というのはされておりますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この人口推計等によって、今後、本当に、だんだん高齢化率が高くなっていくというふうに思っておりまして、以前にも申し上げたかわかりませんが、平成32年33年あたりがピークになってくるんじゃないかなというふうに予測はいたしております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） ピークは平成30年、今、平成23年ですから、もう少し先になるというふうな試算をされているというふうなことです。21年度決算で介護保険の歳出、保険給付費が21億8,000万円支出をされております。これは前年対比で1億8,990万円、9.5%も対前年比伸びたと、こういう報告をいただいたというふうに思っております。今回の23年度の当初予算では23億4,712万円、これが予算ですね、それから保険給付費が22億6,822万円というふうに、21年度と比較をいたしましてもふえていると。もちろんこの介護保険の会計というのはサービスをすればするほど保険料も上がり、給付費も上がり、税金投入もしなければならぬと、全体の、こういうルールがありますから、当然、上がってくるというふうに思いますが、今、お聞きした平成30年、ここに保険給付費というのは、どれぐらいの予想といいますか、そういう目標といいますか、想定をされておられるのか、もし、そういう数字がありましたらお聞きをしたいと思っております。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 介護保険の予算書の414ページをお開きいただきたいと思います。ここの中で保険給付費、今、議員がおっしゃっていただきましたように、今年度は22億6,822万1,000円ということで1億1,419万5,000円ということで5.3%の伸びをみさせていただいております。そして、先ほど言いました10年後の予測でございますけれども、これ

は、それぞれ3年を計画にして平成12年度からスタートをして、現在、第4期になっておりまして、平成24年度から第5期計画ということで、23年度中に、そういった第5期の計画を立てていかなければなりません。その3年ごとの切り替え時期には国のほうからの方針が、かなり大幅な改正等がございますので、大変申しわけございませんけれども、10年後の予測といいますと、単純に、この伸びだけで掛ければ出るんですけども、制度改正が、大きな制度改正が行われて、毎回ありますので、そういったことの予測はできませんので、お許しをいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今から七、八年先、最高の高齢化率になる平成30年の予測というのは、非常に難しいというふうなお話がありました。課長、おっしゃいましたように、今回、第4期、平成21年、22年、23年、これが介護保険始まって第4期の改正がされました。平成24年からはよいよ第5期の改正に向けて今、話が進んでおります。2000年4月に218万人の方が介護保険を利用されました。これは創設当時です。このときの費用が3.6兆円、それから、10年たちました。2010年には460万人の方が介護保険を利用され、実に介護給付費も7.4兆円、10年間で2倍になっております。これが2012年ですね、来年ですけども、介護保険の利用者は640万人になるのではないかというふうな試算もされております。高齢化率も2035年には3人に1人が高齢者になる、非常に超高齢化社会が、やがて到来するというふうなことが、いろんな形で予測をされております。そこで第5期の介護保険の改正というのが今、議論をされている最中でございます。ここで第5期に向けての、いろんな意味で意見書が出されたり、こういうふうに改革すべきだということが幾つかあります。そのポイントは65歳以上の介護保険料、サービスや負担は見直さずに5,000円を超えるのは望ましくない、今、申し上げましたように高齢化はどんどん進む、そして保険給付費も10年間で倍になっている。それにあわせて、いわゆる保険料というのはどんどん上がってきました。今、保険料が全国平均で4,160円です。創設当時は2,911円だったのが、今、4,160円、与謝野町ではもう少し高く4,440円か50円までの間だろうというふうに思いますけれども、非常に5,000円に近くなってきた。これではもたない。負担が、高齢者ができない。5,000円にどうしても抑えるべきだと、こういう話があります。

それから、二つ目ですが、高所得ですね、所得の多い方については利用者の自己負担を現行の1割から2割負担していただくと、こういう話があります。それから、3点目はケアプランの作成費ですね、これを今は介護保険が負担している。しかし、これはもう利用者で負担をしていただかなければならないというふうなことが言われております。それから、4点目ですけども、要支援など、軽度の方への、いわゆる家事援助、これを見直さなければならぬと、これが4点目です。それから、もう一つは、最後なんですけれども、24時間、地域巡回型の訪問サービスをやるべきだと、こういうふうに第5期に向けて、幾つかの改革案、あるいは、このことを改正すべきだというふうな意見書が今、厚労省に出されております。このことがすべて実行されるのか、あるいは、また、違った形での、いわゆる第5期に向けての、そういう中身が変わってくる部分もあるかと思っておりますけれども、今、申し上げましたように結局は負担を重く、サービスは辛抱してくださいと、こういう改革になるのではないかなというふうに思っております。

課長は、このことをどのように受けとめて、今、申し上げた介護保険料を5,000円までに抑えると、これが大命題だというふうなことを厚労省も言っているわけですが、このことについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほど議員が、それぞれ5点ほどおっしゃっていただいておりますけれども、要望等で審議されているとかいうようなことで、大体、私どもの手元にきますのは、大体こういう方向で決まりますよということにならないと、手元のほうには来ませんので、若干保険料の関係につきまして、この5,000円の見解というのを報告させていただきたいというように思います。今、ご案内いただきましたように全国の介護保険の平均は4,160円ということでございますけれども、与謝野町は第4期の計画では4,442円ということで、約300円程度、全国平均よりも高くなっております。そして、今度、第5期の計画の中では国のほうの5期見込みというのは5,080円から5,180円になるだろうと、このように推定をされております。これの根拠といたしましては、この介護に携わっていただいております介護報酬の単価改正が、やはり2%程度はアップしてくるんじゃないかなと。アップしていきたいというような方向でありますし、また、この特別養護老人ホーム等の建設に当たりましては、以前にも申しあげましたけれども、参酌標準ということで、介護度2以上の方の施設利用というのが37%というように、一定制限といたしまししょうか、ルール決めがされておりましたけれども、これが撤回されたことによりまして自然増が相当ふえてくるというようなことから、5,080円から5,180円程度になるというように予測をされております。

しかし、これの軽減策といたしましては、今までに、この介護保険制度ができました平成12年度に、この財政安定化基金というのを設けました。これは市町村と国と都道府県で、三者でお金を持ち寄って、お金が足らなくなったら、その分から貸しつけをしようと、このような基金が出されましたけれども、これの基金が全国で2,850億円使われずに残っているというようなことがございますので、それを市町村に返していこうと、不必要な基金を持っていますので、それを返していこうという動きがありますので、そういった基金の還付によりまして、どれだけ与謝野町について旧町単位から、旧町あたりから、それぞれ負担しておりますので、その割戻金があるかによって、若干これは保険料の軽減に補充してもいいというようなことがございます。そういったことで、大変、この第5期の計画でも、今、いろいろと議論がされておまして、大変長いこと申し上げますけれども、このワークシートといたしまして国が示しますシステムの中に、実際に今、使っておられる利用者の方だとか、今後、建設予定の特別養護老人ホーム、その他のサービスが、どのように伸びていくかによって、そのワークシートというのがございます。このワークシートの中に数字をほり込んでいけば、大体与謝野町の高齢者の人数等を入れれば、保険料算定ができるという、このワークシートが、ことしの6月ぐらいに示されるということになってまいります。そういったことでいろんな上がる要素というのはございます中で、若干下がる要素もあるということで、それらが総合的に考えて、大体6月ぐらいのワークシートに落とし込めて、大体7月から8月ぐらいには概算での与謝野町としての保険料が出てくるかなというように思っております、今の段階では国のほうとしての基準というのは示されておりますけれども、与謝野町の試算といたしましては、まだ、すべてできているということではございませんけれど

も、先ほど申し上げましたように第4期の国平均よりも300円上がっているということから、どう考えても国平均を下回るという計算にはならないのかなというように思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 先ほど与謝野町の高齢者の人口が7,159人という報告をいただきました。今、介護保険料というのは、8段階あるわけですがけれども、この中で基準が今、4,440数円ですがけれども、それぞれ7,159名の方は、どの段階に、どれだけ人数がおられるか、教えていただきたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今回の予算で計上させていただいております人数でございます。ちょっと細かい数字を申し上げますので、聞き取りにくければまた、お聞きいただきたいというように思います。今、お聞きいただきましたように第1段階から第8段階まで分かれておまして、第4段階の基準額といいますのが1.0のところでありますけれども、本人の世帯に課税がされておって、本人さんが80万円以下の方については、その同じ第四段階でも1割低い金額を設定しておりますので、全体としては9段階になっているというようなことが言えるかなというように思っております。

それでは、第1段階でございますけれども、この方は生活保護等を受けておられる方ということでありますので、率としまして0.99%でございます。第2段階17.73%、そして、人数を申し上げたいと思います。先ほどにつきましては、この月報による報告でございますので、予算を立てた段階では7,244名で予算を立てております。その人数的には第1段階72名、第2段階1,284名、第3段階1,186名、第4段階の、この1割安くさせていただいている方が2,290人、それから、第4段階の1.0の基準をお世話になっている方が448名、第5段階233名、第6段階1,310名、第7段階359名、第8段階63名、合計7,244人ということで、これについての率については、細かい数字を申し上げたほうがよろしいでしょうか、率も。

そして、今、人数を申し上げましたので、7,244名が合計でございますので、これを割返していただきましたら、それぞれの率が出てくるということで、それでご承知いただきたいと思っております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 今、人数をお聞きをしました。割合はまた、後で個別にお願いします。

議長（井田義之） もう時間ありませんけれども、次の質問に入る時間はあります。2回目をお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、介護保険特別会計について質問をします。この介護保険法に基づきます施設として、無料と低額の診療所施設と、こういうものがあるわけですが、現在、本町では、これの利用、あるいは無料低額診療所施設、介護保険の中にある。このことについて利用状況や、あるいはどういう条件になっておるのか、お願いできませんか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この今、議員がおっしゃられましたけれども、現在、与謝野町内では、そういった無料低額診療所ですか、そういったことをご利用いただいている方は、特にサービス事業所から上がってきている請求書等を見てみましても、ないというように理解をしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 資料を見てみますと、丹後中央病院なんかも含めて、相当数の病院が京都府下でも、ここの、この対象施設と、こういうように呼んでいるんですが、それは利用が進んでいないというのはなぜなのでしょう。それ対象者がないと、そういうことでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、議員がおっしゃっていただきましたけれども、そういったサービス関係の細かいことになりますので、どういったことで利用がないのかということをやっと分析はできておりませんが、現在では与謝野町の方で利用いただいている方はないかなというように理解をしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 現在、これは医療保険の関係になるんですが、老人保健施設、これが、この管内に3カ所あると思っているんですが、この老人保健施設については、本町からは、今現在、何名の方が入所されているか、こういうことになっていきますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 私の手元に、今、持っています月報によりますと1月末現在なんですが、合計で75名の方が老健を利用いただいております。なお、特別養護老人ホームについては199名、そして、療養型医療施設については6名と、このような利用をいただいている状況でございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 老健施設につきましては、やはり、この近くにありますが、なぎさ園の利用が一番多いかなと、こういうふうに思っているんですが、ここに来まして、非常に施設整備が進んできたわけですが、新たな課題となってきましたのは、いわゆる介護保険の利用料の応益主義と申しますか、応益が原則になっているということで、実際に利用をしにくい人が既に出てきている。せんだつてもお出会いした人からは、現在、2名、うちで抱えているんだけど、介護が必要な人を、実際に利用できないと、こういうお話を聞いたわけですが、この介護保険の応能主義、これはやむを得ないと思うんですけども、そのあたりのことについて、現在、そのために利用できないと、こういった方が今、町の中では、課長、聞いていらっしゃる方が何名かありますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、特別養護老人ホームを利用していただきますとユニット型が多くございます。そういったことで個室形式になっておりますので、そういったことでのご負担が発生しているというような状況でございます。それで、私のほうにも何人かの方から大変そういったユニット式もいいんだけど、高額になっているということがあって、特別養護老人ホーム建設についてもユニット式もいいんだけど、大部屋の分で、そういったユニット、部屋代がかからないところについても何とかしてほしいというような要望といたしまして、相談といたしまして、

そういうふうなお声を聞かせてもらったことはございます。

もう少し、私のほうからつけ加えさせていただきますと、第5期の計画の中の今、議員が心配されておられます、このユニット型施設への入所が、だんだんしんどくなるというようなことから、今回の見直しの中ではユニット個室の利用をされておる方、これについて低額であるとか、そういった制限はあるというように思いますけれども、今回、盛り込まれておりますのは、2万5,000円程度、そのユニット方式の部屋代を支援するというようなことも盛り込まれておまして、このユニット型方式の利用者への低く抑えるというようにすることも第5期の中からは盛り込まれておりますので、ご承知をいただきたいというように思います。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 24年度に向けては、いろいろ努力もいただくと、これは思っておるんですが、まだ、はっきりしないので、これについては申し上げませんが、双方修正のことは若干気にかかっているんです。その辺が、今後どうなるかなと、こう思っておりますが、次に配食サービスについてお尋ねをしたいんですが、非常に好評だというふうに受けとめておまして、安否確認の役割も負っているということで、これについては、利用者もふえていると思っておりますが、今年度は、この予定はどうですか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この配食サービスでございます。予算書のページといたしましては、436ページ、437ページに書いてございます。ここに今年度、配食サービス事業委託料といたしまして1,215万円を計上をさせていただいておりますけれども、これは月平均、1,500食の提供をいたしまして、年間では1万8,000食を提供させていただく予算とさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 1点、そこで課長、気になっておりますのは、現在、この配食サービスというのは社協でお世話になっていると、こういう認識をしているんですが、24年度から、この新規に現在、用地問題でいろいろ出ております加工場跡地に障害者施設ができて、ここが、そういったことをやられるということで、一部、ここの施設が、この配食サービスを請け負うんだという話が、既に広まっているんですけれども、これは本当なのか、現実、どういう話になっているのか、そこをお願いします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 現在、社協のほうで加悦地域、野田川地域、岩滝地域、全町にわたって配食サービスをお世話になっております。今、地域共生型の施設整備をいたしておりますけれども、その中で、この配食というのか、その部分を請け負いたいというような要望等がございます。これについては、まだ、社会福祉協議会とも今、協議をしている最中ということで、もうこれで完全に、加工場跡地にできる共生型施設の中で請け負うということにはなっておりませんし、また、そのエリアについても考えて、検討といたしまししょうか、協議を進めていかなければならないということで、これが全部、それでいくんだということにはなっておりません。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） これは、どちらかでお世話になればいいと思うんですが、問題は安否確認の部分

を、そういった部分が十分クリアできるかどうか、その辺も含めて検討をお願いをしたいと、このように思っております。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

野村議員。

- 1 番（野村生八） では、介護保険会計について、福祉課長に質問をいたします。先ほど、今田議員からもありましたが、423ページに計画策定委託料ということで354万9,000円計上をされています。介護保険については、ずっと以前から保険料が年々上がって払えないと、一方ではサービスを受けたくても、サービス料が高くて、すべてのサービスが受けられないというような、両面から非常に介護保険あって介護なしという、そういう制度にだんだんできてきているということで、非常に大きな矛盾を抱えながら進んできているというふうに思っています。町民の中でも本当に大きな負担と不安と苦勞が生まれているというふうに思っています。

先ほどありましたように、この大きな原因がサービスを充実させればさせるほど、保険料がふえるという、この介護保険制度の根幹ですね、ここに最大の理由があるだろうというふうに思っています。この部分を改善しない限り、ますます、先ほどもありましたが高齢化がふえていく中で、維持できないというふうに思っています。しかし、国のほうでは後で質問をしますが、全く違う方向で、これを乗り切ろうとしているということが見えてきております。そこで、まずお聞きをしますが、この計画策定委託料が上がっていますが、これはどういう形で、今回は計画をつくろうと考えておられるのか、その点についてお聞きをいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 今、ご質問のありました423ページに、委託料のところに、計画策定委託料354万9,000円というのがございます。これは中身をもう少し詳しく申し上げますと、事業計画の策定費用といたしましては231万円でございます。あと残りが123万9,000円になりますけれども、今回については23年度、24年度からの計画策定に当たりまして、アンケート調査を実施したいというふうに思っております。大体、認定者数が1,450名程度でございますので、その方のうち、実際のご利用者の方1,200名の方と、それと一般の高齢者、すなわち介護保険料を払っているけれどもサービスを使っておられない方を1,000名程度ということで、2,200名程度のアンケート調査を実施させていただきまして、その結果を、この計画書の中に盛り込んでいきたいと、このように思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今、先ほど私が述べましたように、実際、この介護保険にかかわりながら、あるいは受けながら思っておられるサービスの実態等々が、このアンケートによって詳しくわかった上で計画がつけられるという形で、当町ではつけられるんだということが理解できました。その一方で、そういう内容を聞けば聞くほど、それにこたえなければならない、答えようということになるわけですが、しかし、国の制度そのものをかえるわけにはいかないわけですから、非常に制限があって、厳しい面があって、担当課としても職員の思いからいっても、苦しい状況になるのではないかなというふうに思っています。その一つが、先ほどの今田議員の質問でもありましたけれども、いわゆる要支援1、2の方を介護保険から外すということが、もう既に、今回の24年からの計画にかかわる内容は、今国会に提出されますから、既に、その内容が明らかにな

っています。そういう中で、これを外すという形で法案が提出をされております。これが、どうということになっていくのかということも一層、これは今のアンケートで思いをくみ取って、いい計画をつくろうという方向になるのか、私の受けとめでいえば、そういう思いと反対の方向につくらざるを得ないという問題が、例えば、こういう問題でも生まれてくるのではないかというふうに危惧をしているわけですが、そこで町が行っています支援事業の内容ですね、430ページに地域支援事業費が計上されています。現在、この地域支援事業は国からの予算の上限が決まっていますが、この上限額が幾らであるのか、まず、お聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この地域支援事業につきましては、介護保険の給付費の3%以内ということが言われております。まず、与謝野町ではざっと20億円の給付費がございますので、その3%といいますと6,000万円ということになります。今回、23年度予算の中では単費の分がございますけれども、この地域支援事業としては4,000万円程度ということで計上をさせていただいております。4,000万円の地域支援の補助金がついた部分と500万円程度の単費を合わせて全体では4,500万円程度の事業を実施させていただく予定とさせていただいております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 国の基準からいえば、3分の2程度の事業がされているということになると思うんですが、そのサービスの内容ですね、内容等、なかなかこれが使いにくいということが全国的にも言われていて、同じような傾向がどこでも一緒だと思うんですが、この、なぜこれだけ、6,000万円の基準のサービスが実現できないのか、当町ではどこに、そういう課題があるのか、お聞きをいたします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） それでは、地域支援事業の関係につきまして、事業内容を報告させていただきたいというように思います。430ページ、431ページから、ここに書いてありますように地域支援事業の介護予防事業というのがございます。この介護予防事業につきましては運動機能の維持、改善を目的とした特定高齢者対策ということで、これは保健課のほうで実施していただいております、おたっしや倶楽部等々の事業をここで実施していただいたり、また、物忘れ予防事業なんかを実施をしていただいていると、このようなものでございます。

それと431ページの、この委託料を見ていただきたいというふうに思っております。この介護予防事業の委託料1,391万8,000円につきましては、社会福祉協議会のほうに委託をして、プールのほうで運動をしていただいたり、また、明石にあります根本さんといひまして、要支援1、2の方の運動機能をアップする、そういったところに委託をしておりますので、そういった事業をさせていただいているところでございます。

それとページがかわりまして、433ページを見ていただきますと、同じく介護予防の一般高齢者事業の関係でございます。ここでは地域で今、これも社協にお世話になっております高齢者のサロンというのを実施を、一般関係のほうでさせていただいておりますけれども、この方、このサロンを支えるスタッフを養成していくというような事業で、ここの委託料の中に、この445万7,000円なんです、この中には、そういったスタッフ養成と、それと、この健康づくり事業の出前講座の委託なんかも、この中に含めております。さらに、その下側の地域活動

支援事業でございます。この中にも委託料として介護予防事業の委託料等がございますけれども、こういった分については、先ほど言いましたスタッフの方とか、今度は地域の方に指導をしていくような委託事業を考えております。これが、この介護予防事業の全体の事業でございます。

次に432ページ、433ページの下を見ていただきますと、地域支援事業の包括的支援事業、任意事業というのがございます。ここが今度は地域包括支援センター等の活動の事業でございます。これは435ページ、次のページをめくっていただきますと、委託料、それから使用料、賃借料等、大きな金額が出ておりますけれども、これは包括支援センターで事務をしていますシステムを委託料の、例えばシステム保守委託料143万4,000円といいますのは、これは包括支援センターの職員が使っていますシステムの保守点検ということでございますし、また、使用料、賃借料については、実際の管理システムを動かすことでやっております。これが、この包括的支援の任意事業でございます。そして、中の細かいものについては割愛をさせていただきます、437ページをお開きいただきたいというように思います。

ここに本来の任意事業が書いてございます。任意事業の合計額が1,923万7,000円ということが書いてございますけれども、この中には、先ほど議員の中にお聞きいただいておりますように配食サービスでありますとか、また、介護をされておられます家族の慰労事業でありますとか、介護用品の支給事業、また、認知症が進む中、青年後見制度として、この資産を守っていくというようなことがございますので、こういった事業を行っております。これが総合的に、この地域支援事業ということになります。そういった中で、今、ご質問の、先ほど単純に申し上げますと20億円の給付費に対して3%ですよということ、3%以内に、この地域支援事業はやっていく中で、この事業が取り組めていないというようなことがございますけれども、これについては介護保険制度の任意制度ができた段階で2%から進んでおります。そういった中で、こういった事業を取り組んでいきましたが、どうしても、この単費の部分については町のほうからも支援をいただかなければならないというようなことがあったり、実際、現在、考えられているサービス、また、提供させていただくサービスにつきましては、現在の4,500万円程度で大体いっているんじゃないかというように思っておりますし、また、いろんなアンケート調査の中で、そういった、もっとこんなサービスがあったら任意事業の中に入って取り組んでもらえたらなというようなお声を聞かせていただいて、時期については、この6,000万円といいたいまいしょうか、この3%内の枠いっぱい使えるということにもなりますし、また、新しい地域支援事業も国のほうで考えられておりますので、このあたりも、この中に、第5期の計画の中には盛り込んでいかなければならないというように思っております。

議長（井田義之） 野村議員の質問の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

介護保険特別会計に対する野村議員の質疑を続行します。

野村議員。

1 番（野村生八） いわゆる地域支援事業として、先ほど説明があったようなサービスを提供してい

るわけですが、最初に言いましたように、国は保険料アップを抑える、5,000円に抑えたいということで、今回、この要支援者の1、2の方の訪問通所介護を介護保険から外すということ、法案を提出されています。こういうことになると、どういう実態になっていくのかということが非常に危惧をされます。そこで23年度における、この要支援者の訪問通所介護のサービス料が幾らで、これがなくなると介護保険料は、どれだけ下がるのか、この点についても見通しがわかりましたらお聞きします。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この予算書の427ページあたりを見ていただきたいというように思います。今、ご質問の介護給付費の中の介護予防サービスのうち、介護予防の訪問介護、及びデイサービス等の、この分が地域支援事業等に変更になれば、保険料がどのように下がるかというご質問でございます。ここを見ていただきますと、年間の23年度予算の中では介護予防サービス給付費が7,839万7,000円ございますけれども、このうちデイサービスなり、訪問介護の関係について、約7,000万円、年間入っております。したがって、この7,000万円を対象人数であります7,150人の高齢者で割って、負担率を掛けますと、介護保険料への影響金額につきましては150円から160円ぐらいの、全部この給付費が保険料対象の中からなくなってしまうということになれば、そういう計算をすれば150円から160円、保険料は上げなくて済むと、このような計算上はなります。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 国は、そこで生まれている根本問題を解決するのではなくて、場当たりに、こういう形で乗り越えようと、いわゆるサービスを切り捨てていくという方向に行こうとしているわけですが、そういう中で大きな批判が生まれて、結局は、これについては介護保険の中であるか、介護保険外でやるかと、いわゆる地域支援事業でやるかということは市町村が判断するということに突然かわりました。市町村が判断した場合に1割負担の保険給付よりも高くなる可能性もあるという見通しを示しています。こういう事態になっていくということは、どういうことになると、課長は考えておられますでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この保険給付の関係についてを市町村が判断で介護予防支援事業の支援、総合事業というのが新しく創設されるわけなんです、その二つのほうに、介護予防でいくのか、この地域支援事業の支援相互事業でいくのかという判断は市町村がするという事になっております。また、この新事業でいけば、今みたいにサービス事業所の人数、介護職でありますとか施設長等の人数について、介護保険上は、もうきちんと決まって、これだけの人数をそろえなければ介護保険のサービス提供はだめですよという基準がありますけれども、今回については、もう少し基準が緩和されるというようなことがございます。こういったことがありますが、この与謝野町の事業所を見てみますと、そういったサービス事業所が新たにできるような可能性はございません。今後、どうなるかわかりませんが、そういったことを考えていくと、やはりこの地域では、この保険料の中に入りますけれども、この介護保険給付の中でサービス提供をしていったほうが、やはりサービスを受けられる方も今までと同じように、スタッフなんか、そろったスタッフで受けられるというようなことがございますので、そういった方向で進めさせ

ていただくほうがいいかなというように思っております。しかし、保険料が今後、どのような算定が出てくるかわかりませんが、それはまだ、最終的には国のほうが、まだ、しっかりとした最終決定というようなことにはなっておらないというように理解しておりますので、そのあたりが出てきたところで、また、きちんと整理をしていきたいと思っております。今のところは介護保険給付費の中でいきたいなという思いは思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 高齢者のことを思えば、今、言われたように介護保険で引き続きということのほうがいいと思うんですが、一方で、そうすると保険料が上がると、結局、国は保険料が高くなるのは市町村が下した結果だという形で、言えば、逃れるという、そういう無責任な対応ではないかというふうに思います。これを地域支援事業でした場合には、その方のサービスをどちらでするか、いわゆる地域包括支援センターが一人一人判断をして決めるというふうなことも言われています。そうなりますと、また、職員の仕事がふえ、手間暇がかかる、さらには地域支援センターの事業ですと約7,000万円、そちらに移行する。先ほどの答弁では単費も当然、必要になってくる。いずれにしても、より複雑な制度になって、手間暇がかかり、出入り業者からはわかりにくいと、これ町長に最後、お聞きしますが、やはりこの介護保険制度の当初からの根本の問題の解決以外には、ますます混迷が深まっていて、保険あって介護なしという実態が、さらにひどくなるのではないかと思います。

町ではアンケート調査をして、できるだけ町民、高齢者のニーズにこたえようという努力をさせていただきわけですし、実際のサービスの内容も、計画をつくれる内容も、当然そういう形で福祉課中心にされると思うんですが、この根幹をいらない限りは、なかなかそういう努力だけで、町の努力だけでは、そういう思いが実現できないのではないかとこのように思っています。そういう問題について、町長のご見解と、そういう根本的な解決に向けた努力を要請をしておきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

- 町長（太田貴美） 確かに言われるとおり基本的なところでの解決がない限り、これらのことについては、なかなか町村だけで解決できるものではないというふうに思っております。しかし、こういった状況の中では、その中で、よりよい方法を今、選択していくしかないというふうには思っております。それらについての、やはり改善、考えてほしいという、そうした声は当然、国に上げていくべきであると思っておりますし、それらにつきましても、町村会のほうでも一つの問題になっておりますので、それらを通じて、国のほうへの要望も引き続きやっていきたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 福祉課長に最後に質問します。以前、今回、これだけ保険料が上がることは避けられない事柄の中で、以前取り上げました、特に低所得者の人への独自の減免の制度ですね、前は計画の途中年度ということもあって、難しいということでしたが、今回の計画をつくれる中では、ぜひ予算的にも大きな額ではないという答弁がありましたので、ぜひ、そのことをご検討を含めて実施を、ぜひお願いしたいと思っておりますが、お考えをお聞きます。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 野村議員からは、よくこの保険料が高いから、ちょっと低所得者の方についての軽減策がないかということで、市あたりについては、やっておるところが多いということで、これは町についても、それあたりは可能ではないかなというようなことをお聞きしておりますし、また、指摘をいただいております。しかし、今まで答弁させていただいておりますように、その方を軽減をする場合については、その財源というのは、どこからか持ってこなければなりません。そういったことで、どこから持ってくるのかといいますと、やはり全体の保険料を上げていって、その減額をする。また、所得の高い方にご負担を、さらに負担をしていただくというようなことが考えられるんですけども、全体を上げると、総持ちになりますけれども、現在では、先ほど今田議員の、この段階別の人数なんかを報告させていただいておりますけれども、金額の高い方というのは、与謝野町、本当に少ないです。その軽減をして、その分を高いところで持っていくと、その負担が今でも最高については基準額の1.85%ということで、85%アップで保険料を納めていただいております。こういったことを推察してみますと、なかなか、「はい、そうですか」ということで、市と同じように減額をさせていただくということは困難になってくるんじゃないかなというように思っております。

しかし、そういったことで、その所得の段階で、その減額させていただく人数が把握でき、また、その分がフォローできるような階層でお世話になれるようなことが考えられましたら、その分については全く今の段階で知りませんよということではなしに、それは検討をさせていただきたいというように思いますけれども、なかなかこれについて、そしたら、はい、わかりましたのということにはなりませんけれども、検討はさせていただくということで、ご理解を賜りたいと思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 期待の持てるご答弁をいただきましたので、少なくとも、例えば生活保護の方はゼロですけども、生活保護基準以内でも所得の方がゼロになっていないという、そういう問題が解決できるように、その点では予算的にもそんなに多くないと思いますので、ぜひともご検討をいただきたいと思います。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第34号、平成23年度与謝野町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第35号、平成23年度与謝野町土地取得特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

1 番、野村議員。

- 1 番 (野村生八) それでは、国保会計の事業勘定について。
議 長 (井田義之) 野村議員、土地取得特別会計の議題としております。
野村議員の質疑を取り消します。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長 (井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 (井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第35号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議 長 (井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第35号、平成23年度与謝野町土地取得特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第7 議案第36号、平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

1 番、野村議員。

- 1 番 (野村生八) それでは、国保会計事業勘定について、質問いたします。さきの条例改正で約10%の保険税アップがあるということで、詳しく、その理由について質問をし、これについては努力はされているけれども、町民感情からすれば納得できないということで反対をさせていただきました。したがって、そのときに触れていない問題だけに絞って質問をさせていただきます。

まず、これは保健課というよりも税務課ですので、税務課長にお聞きします。税の共同徴収が始まって、今、国保会計も当町では委託しているということで、その滞納分についての徴収が報告をされておられます。その内容を見ますと町民税の徴収率に比べると国保会計の徴収率というのは非常に少ない率になっています。これはなぜでしょうか。

- 議 長 (井田義之) 日高税務課長。

税務課長 (日高勝典) お答えをさせていただきたいと思います。22年4月から保険税につきましても滞納繰越分につきましてもは税機構のほうに移管しております。その中で4月から1月末までの保険税にかかわります徴収額でございますが、これは滞納繰越分と、それから、22年度現年度分で督促を出した後、滞納繰越という形で出した分もあわせてでございますが、3,661万7,000円ほどの収入となっております。

それから、町税、一般含めまして現年度分、保険税やら含めましての今現在の徴収額でござい

ますが、22年度2月末現在になります。保険税の徴収額につきましては、現年度分が4億4,045万2,000円ということになっております。率で78.2%ということになっております。それから、滞納繰越分にかかります収入済額が1,916万6,000円の額になっております。それで率的に見ますと、決算ベースで見ましても保険税につきましては、平成21年度決算収入歩合が93.66%ということで、かなり低いベースになっております。それとは別に町民税につきましては98.01%ということで、21年度の国保が93.66%ですので、約4%強の率になっております。

ただ、言えますのが町民税の納税義務者と、国保税の納税義務者につきましては一緒ではございませんので、そういう部分でいきますと国保税の納税義務者につきましては、俗に言う低所得者層の部分がたくさんあるのではないかなというふうに感じております。そういう分を勘案いたしまして、昨今のリーマンショック以降の経済の疲弊という部分もあわせまして、なかなか払ってもらえないというんですか、納めていただくのに非常に厳しい状況があるのかなというように推測をしております。以上でございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、答弁にありましたように国保の対象者は非常に低所得者の方が多いということ、それから、その方を対象にした保険が、いわゆる、これは条例のときにも言いましたが、健康保険に比べて非常に負担が大きいという、こういう中で本当に払い切れないという、こういう悲鳴の聲が高まっています。そういう中でもせつかく払っていただいた滞納分が、こういう事態の中で、できるだけ国保優先に入れていただくという形で国保会計に貢献するということがないと、一層、この国保会計の赤字がふえて保険料にはね返るといった事態が広がっていくというふうに思います。

今の新しい税の共同化に国保の滞納分も入れたということは、そういうふうな、いけば相手を見た丁寧な対応、相手を見たというのは国の場合は滞納がありますと、保険証が、期限付保険証になるという、そういう問題もあります。そういう丁寧な対応がしていただけるのかどうか、これは国保の運営上も、そして町民国保の被保険者にとっても大変大事なことだと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思います。町民税も含めまして国保税をかけた税機構のほうに滞納というんですか、徴収にかかります分は移管をしております。それで、国保を優先するだとか、町税を優先するだとかいう部分の取り組みはしておりません。国保の納税義務者の中での徴収の中におきまして国保を優先するだとか、そういう分はさせていただきたいと思いますが、まず、一番目に国保というような取り決めをして行っておりませんので、その辺のところは理解がいただきたいと思います。

ただ、国保税につきましては、現年度の徴収率が調整交付金等に影響してまいりますので、そういう部分を勘案しての手法ですか、いう部分についての意識は以前から、徴収しておりましたときから、そういう減年度分の徴収率のアップということは目指しておりますので、それについては今後もかわらない対応をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 現年度分については国保優先ということができるという答弁だったのでしょか、今の答弁は。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。今、申し上げましたのは、私に滞納があつて、21年度以前の滞納があつて、現年度分がきます。そういう中で、一応、滞納繰越分の分を徴収していくわけですが、その現年度分に、まずは現年度分を完全に納めていただくという意味での優先ということになりますので、すべて現年にいくということにはならないということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 国保優先ではなくて、現年度分優先という、そういうことならできるといふことですね。当然、現年度分の徴収が下がるとペナルティがあるというのが今も続いているのかどうか、私は知りませんが、前にはありましたので、そういうことも求めてきました。それで保健課長に質問をしますが、国保がそういうことで大変しんどい世帯を対象に大きな保険料になってきているということで、なかなか払にくいという実態の中で、税務の関係では、そういうことで国保優先で払っていただくようなことはできないという、今の実態がね。いうことですが、保健課長の立場で、そうは言っても、こういう事態の中で、これ今年度だけじゃなくて、来年度も同じ事態になるということが言われていますので、そうは言っても仕方がないということではなくて、やはり国保の担当課長としては、その辺を何とか国保会計を優先に繰り入れていただくと、滞納分の。せっかく苦勞して払っていただいた町民税を含めた、滞納のある方については、国保を優先に払っていただきたいという形での取り組みを、私はする必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。ただいま税務課長からの答弁にありましたように保健課といたしましても、税機構と連携する中で収納率アップといいますか、確保について努力をしております。そういった中で保健課といたしましては、新たな滞納者をつくらないというふうなことに努力させていただいております。

例えば、振りかえ納税をお世話になっているわけなんです、現在、国保でいいますと約58%程度振りかえ納税といいますか、口座引き落としでお世話になっているという状況があります。そういったことを少しでもアップさせていただきたいというふうなことでの努力もさせていただいております。

それから、保健課挙げまして新たな滞納者をつくらないということで、督促に至るまでに保険料の納付をお忘れではないですかというふうな通知書といいますか、勧奨文書なり、電話によりまして個別に対応もさせていただいておるといふこととさせていただきます。それから、短期証等の更新の時期に、その対象の方がお見えになります、その時点でお願いとしまして少しでも分納という形で国保税の納付をお願いできないかというふうなことで、取り組みをさせていただいております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、答弁されたことは、今までにも頑張っていたらいいというふうな、私は

思っています。当然、できるだけ滞納もないということで考えられる努力はしていただいているだろうと思った上で、それ以上に今回の、こういう事態の中で、いわゆる納めていただいた方、国保の分を優先的に入れていくという行政の対応がないと、それだけでできるわけでは、もちろんありませんけれども、そういう手だてもしなければならぬほどの事態ではないかなというふうに思っていますので、それは、ぜひ要望をしておきたいと思います。

次に、こういう保険料が上がるという中で、以前から国保の京都府下の一本化、いわゆる広域化が言われていますが、これは23年度中は、どういうことがされる予定になっているのでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。ただいま京都府におきまして広域化支援方針というものが、昨年の12月27日に策定されました。期間といたしまして、平成25年3月31日までを対象期間としております。そういった中で23年度、その期間の施策といたしまして、まず、国保事業運営の広域化、及び財政の安定化を図るための施策といたしまして、まず、京都府と市町村との協議会を設置することになります。そうしまして、事業運営の広域化に向けて、また、保険者事務等の共通化、さらには効果的な、今、各市町村で行っております保健事業の支援の施策について協議を進めていくことになります。あわせて医療費適正化対策といたしまして、国保連合会等におけるレセプト等を活用いたしまして、後発医薬品についての差額通知について広域で取り組んでいこうというふうなことを確認しながら、これから協議が進められていくということになると思っております。

それから、高額医療費の共同事業についてですが、保険財政共同安定化事業というのがございます。30万円から80万円までの高額医療費が対象となりますが、その医療費につきまして、従来ですと被保険者割と医療費の実績割で50%ずつで算定されておりました。そういった中で被保険者割を40%、医療費実績割を40%、それから、所得割、要するに与謝野町での所得の割を20%入れるということで算定の方式が若干変えられております。当然、与謝野町におきましては、ほかの市町村より所得が低いわけで、そういったことが反映されますと、共同事業としての拠出金の算定においても少し有利に働くというふうなことになるかと思っております。

現在、具体的な試算までは、荒っぽい数字でしかできませんが、1,000万円オーダーでの拠出の減が見込まれるのではないかというふうに見ております。具体的に23年度、そういった形で予算は見させていただいておりますが、23年度が進んでいく中で、より具体的な数字が示されるのではというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 町長に質問します。今、ありましたように、これはつまり25年に向けて広域化ができるように、今から支援事業に取り組み進めていくということで、23年から、もう具体的に始まるということですね。問題は、この広域化になったら、どうなるかということですね。いわゆる一般会計からの繰り入れはできない。そして、当町でいえば、非常にたくさんの医療費が使われている京都市も含めた保険料の平均が払わなければならないということで、これは大変な引き上げになる可能性があるわけですね。これは別に京都市の立場でいっても今の国保の制度のまま広域化をしても、これは維持できないということが明らかで、京都府でも健康福祉部長は今

の状態一元化すれば、そのようなことが理論的には出てくる。つまり値上げが避けられないということですね。その上で限界の制度が一緒になってもどうにもならないので、まずは国が抜本的な財政的見直しをすべきだという答弁を府議会でもされています。私も、そのとおりだというふうに思うんですね。これなしに広域化すると、京都市以上に、この地域の保険料が上がりざるを得ないという事態が想定されますし、こういう問題について、やはり明らかにしていって、具体的な、国に、財政をもっとふやしなさいということをお求めしていくことが大事ではないかと思っています。これについてのお考えをお聞きます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 本当に、先ほどの介護保険でもですし、こうしたそれぞれの住民の方に直結した話であるんですけども、それが高齢化の高いところが、より深刻な状況になってくるという、医療費がかかってくるというのは、年齢的に分けてはありますけれども、それだけじゃなしに、全般で体力の弱いところが、やはりそれだけのものを、一つになることによって保険料を上げていかざるを得ない、今、そういう状況だというのは、よく理解ができるわけですけども、それらについて一律にしたときに、やはりほかのところと同じように保険料を上げていかざるを得ない状況になるということがございますし、また、国全体で考えれば当然、そうしたアンバランスの中で多く持たなければならぬところが出てくる、それらを解消しようと思うと、やはり国の、そうしたきちんとした支援といいますか、そうしたものが、裏づけがなければなかなか制度としてよかっても、その中身がなかなかついてこないという状況が起こってくるだろうというふうに考えております。

これらについても、なかなか京都の中だけでも今、非常に進めていく中で問題点を整理していくのに結構な時間がかかっておりますけれども、それらも含め今後について国に対して本当に強力な要請をしていかないと、大変な高い保険料を支払っていくような結果になってくるというのが目に見えております。段階的にとはいうものの、やはりそれらのもとをきちんと訴えていくという努力が必要だろうというふうに感じておりますので、ほかの町村とも一緒になって、それらに対しても強く要望がしたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 保健課長に、最後、質問します。今回、約10%の引き上げが提案をされているわけですが、実際的に、その額というのは条例のときの質疑でいえば、約3,000万円だというふうに理解をしたんですが、いわゆる賦課する対象は4,000万円に近いんだったのでしょうか、しかし、現実的には、この3,000万円の繰入分が10%近い額に当たるのかなというふうに理解したんですが、実際は、この10%引上分というのは、額的には幾らになるのかお聞きします。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。税率改正のときに資料をおつけしておりますが、その資料で説明させていただきますと、税率させていただくことによって改正前と改正後では、4,300万円の税の確保ができるという試算でございます。しかし、23年度当初予算を見ていただきましても、前年度当初の対比では900何十万しか税の増にはなっておりません。といいますが、この税率改正の試算では22年度の賦課の数字でもって試算をしております。個々

では、それぞれの世帯の所得の積み上げで総額の所得が出ますので、それに伴って各世帯での軽減額等もかかれば、その軽減の税を引いて予算額に上がる数字が出てきますので、そういったものを積算として上げさせていただいて、税率改正のときに説明させていただきました。当初予算に、その数字を反映させていただいておりますが、23年度6月に賦課させていただくときには、22年度賦課のときよりも基準所得が下がれば、改定後の税率を使わせていただいても、今、言います4,300万円の税の確保はできないということになります。

そういった中で、23年度は基金なり、また、一般会計の支援をいただくなり、特定財源としての国、府の補助金について、さらなる制度の研究をさせていただいて、少しでも特定財源の確保をさせていただく中で運営してまいりたいというふうに考えております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 町長に質問します。税のときにも求めたわけですが、3,000万円の繰り入れで10%程度に抑えるという努力はさせていただいておるわけですが、実際には賦課の段階にならないと対象所得が確定しませんので、今の段階でわからないといえわからないんですが、これはせめて、半分5%とか、もう少し抑えていただかないと町民の暮らしの実態から思えば、なかなか理解しにくいというふうに思っています。もう少し抑えるための一般会計からの繰り入れは無理でしょうか。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 非常に予測は難しいんですけども、今後についてもっと上げざるを得ない状況がもう確実に生まれてくるだろうというふうに思っております。

今、ここで5%で抑えたとしても、その次は同じように5%だとか、10%というわけにいかない、それ以上に引き上げていかざるを得んような状況が起こってくるというふうに予測をされます。そうした意味で大変、住民の皆さんには負担をおかけするわけですが、いろいろと考えた末の、これがぎりぎりだろうと思える点が10%というところがございますので、その辺は、ぜひご理解がいただきたいと思います。

1 番（野村生八） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

2 番、和田議員。

2 番（和田裕之） それでは、497ページの国保特別会計直営診療所について、若干お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、診療所の運営方針に基づいて、18年の合併以後、年間、毎年2,000万円程度ですか、この赤字が出ておるわけですが、どのように改善をされるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 今後の改善計画のことでよろしかったでしょうか。お答えいたします。

議員ご発言のように、平成18年3月の合併以来、現在の2名の医師によりまして運営していただいております。そういった中で、患者数としましては、年々、今日まで伸びてきております。22年度に入りましてからは、若干下降ぎみということで、患者数については、そのような推移となっております。そういった中で、収支の決算等を見ても、議員おっしゃいますよう

に、毎年2,000万円からの、一般会計からの支援でもって、赤字補てんをしていただいております。

年度年度で見ましては、その年の施設の整備状況等によって、運営面での赤字ばかりではない部分もございますが、決算でいいますと確かに2,000万円を超える決算というふうなことになっております。そういった中で、昨年につきまして、昨年の秋でございますが、大変厳しい診療所の運営環境というものをかんがみまして、町としての診療所の運営方針というのを立てさせていただきました。そういった中で、若干紹介させていただきますと、まず基本方針の一つ目といたしまして、医師の勤務体制を見直すとともに、持続可能な医療体制の確保を図るでございます。ご承知のように、現在、先ほど言いました2名の医師で、交代で勤務いただいておりますが、遠方からの勤務等のこともありまして、月曜日については午後からの診療、それから木曜日につきましては、昨年度10時半という前倒しで若干改善をさせていただいたんですが、午前10時半からの診療というふうな、月、木については朝9時からの診療という体制ができておりません。そういった中で、1週間フルタイムでの勤務ができてないという状況でございます。

それから、2番目としまして医療の質を保持する中で、抜本的な経営改革を進め黒字化を目指すとしております。今のその勤務体制も含めまして、経営改革を進めて黒字化を目指しているというものでございます。

それから、3番目といたしまして、この地域によります訪問リハビリについて、民間での体制がとれていないというふうなこともございます。町の診療所として在宅介護をはじめ介護予防の環境の充実を目指して、与謝野町の公立の診療所としての役割を特色化して、地域全体の福祉サービスの向上に貢献したいというふうな基本方針を立てさせていただきました。そういった中で、改善計画といたしまして、具体的な計画といたしましては6月30日をもって現医師の期限を切らせていただく形で、新たな医師確保について、現在、進めております。

それから、新たな医師が確保できましたら、先ほど申し上げました、この地域のニーズであります訪問リハビリの充実に向けて、町としてでき得ることについて、進めていきたいというふうに考えております。ちょっとはしょった説明になるんですが、現在の状況について抜本的な改革を進めるために、運営方針を立て、それに基づく改善計画を立てる中で、一歩ずつ進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） はい、ありがとうございます。診療時間、その点も先ほどご答弁いただいたんですが、いろいろと拡充をしていただけるということで、ありがたく思っておるんですけども、お医者さんの確保ですね、今から募集をかけられるということなんですが、ある程度の見込みというものはできておるのでしょうか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。先ほど申しました現行医師については、6月30日までという契約で進めております。期日が、その時点ということではっきりいたしましたので、例えば、手段といたしまして、病院からの医師派遣でありますとか、または、インターネット公募、それから京都府への支援をお願いするいろいろな手段があるわけなんですけど、6月30日、7月1日からのブランクを設けることなく、スムーズに医師が新しく確保できますように、現在、努力し

ていると、作業を進めているというところでございます。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。ご努力いただけるということで、今までからも担当課のほうではお医者さんの確保ということでは、大変ご努力いただいております。

それで、ご答弁にもありましたように、努力していただけるということで、お医者さんが見つからないから休業、休診といたしますか、ならないように頑張っていたきたいと、よろしく願いしたいと思います。

そうしますと、来ていただけるお医者さんが、診療科というか、専門によって、今ある五つの診療科目ですね、これがどういう形の診療科目になるのかということをお聞きしたいんです。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 現在、2名の医師にお世話になっておりますのが、内科、循環器科、胃腸科等と、それからもう一人、小児科の先生にお世話になっております。そういった中で、17年10月から今の体制をとらせていただいておりますが、そのときの町内の医療環境と現在の医療環境は若干違ってきていると思っております。

例えば、小児科でしたら岩滝にやまぞえクリニックの小児科の先生もできました。そういった中で、新たな医師の確保につきましては、そういうことも総合的に判断しながら、そして、町としての考え方に基づく住民の新たなニーズ、先ほど申し上げました訪問リハビリ等、例えば整形の先生に来ていただくとか、そういったことも含めた形で調整ができればというふうを考えております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。リハビリのほうと整形という言葉がさっき出てきましたが、確かに聞いておりますと、そっちのほうのニーズというのは確かに高いなと思っておりますので、その辺のところ、ということは整形の石川診療所としては、整形のほうに力を入れたいということで、これでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。現在、お世話になつる先生につきましても、地域の住民の方に大変丁寧に診察していただくなど、地域の方にとっては大変好評を得ていただいております。そういった意味で、地域としての地域医療も担っていただくことは継続していかなければならないと思っておりますし、それに加えて町の役割としての方向性を出しました、その訪問リハにつきましても体制の中に組み込んでいきたいという考えを持っております。

議 長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。先ほど、環境が変わっても小児科の件があったんですが、確かに、当時といたしますか、小児科の専門というのはなかったわけですね。新たに岩滝ですか、できたということなんですけれども、町の医者に行っても、やっぱり特に3歳以下のお子さんというのはしゃべることができなかつたりというのがあって、やっぱり専門のお医者さん、要はお子さんでしたら、小児科で診てもらってくださいというようなお話もあるので、私的にはニーズも、小児科のほうも、ある程度ニーズはやっぱりあるんじゃないかなということは思っております。この辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。今の時点で、どの診療科とということを確定しているわけではございません。相手方、先生の確保できる方にもよると思っておりますので、現時点での小児科としての午前診療ができてないということを踏まえて改革をしたいという思いがございますので、小児科について必要ないとか、そういう意味で申し上げるわけではございませんので、総合的に判断はしていかなければならないというふうに思っております。

議長（井田義之） 和田議員。

2 番（和田裕之） ありがとうございます。僕も決してそういうわけではないんです。まず、来ていただけるお医者さんを見つけていただく、これが一番最初だとは思っております。その上で、まず第一に利用される患者さんからしてみれば、やっぱり水曜日も定休になってますし、ずっと朝から夕方まであいてるという形が一番の理想だと思っておりますので、今後は、まずお医者さんの確保と、それから良質な医療サービスが提供できるように、そして、黒字経営ができるようにやっていただきたいということをお願いして質問を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

ここで暫時休憩をいたします。2時45分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時28分）

（再開 午後 2時45分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

まず、野村議員の質問に対して、答弁漏れがあったようでございますので、答弁漏れを日高税務課長から。

日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 失礼いたします。野村議員から国保税の徴収につきまして、徴収した分については現年度を優先的に処理をさせていただくという答弁をさせていただきました。

過去は、そういうことをしておりましたが、今現在、延滞金を、滞納分につきましては徴収するようにしております。そういう部分を考慮いたしまして、最優先的に現年分に回すということではなく、古い滞納にかかわります分から処理をしていって滞納金を減らすような形で、今現在、処理をしております。

したがって、現年度分の徴収も含めまして、滞納繰越分の整理と現年分の徴収率のアップを含めまして、今後も国保会計の大切な財源になります保険税について、徴収に当たっていきたく思いますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。以上、訂正しておわびさせていただきます。

議長（井田義之） 質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、国民健康保険特別会計について、若干質問したいと思っております。

既に、流れそのものは野村議員さんが質問されたということですので、簡単な部分をお世話になりたいと思っております。

一つは、今年度、税率の改正がされたわけですが、今年度改正をされたところを幾つか見ておきますと、平成25年4月の後期医療制度がどうなるかと、このことをにらみながら改正をされ

ているところがあるんですが、本町の場合はどうでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 税率改正につきましては、まず、改正の率につきまして、大幅にアップしているというのが医療分後期高齢者支援金分、介護分も含めまして、所得割の率が、中でも大きく上がっていると思います。

これにつきましては、年々下がります基準所得によりまして、応益応能割合の50対50のバランスが崩れているという現状がございます。現在ですと46.29の応能割合に対しまして、応益割合が53.71という状況、医療分につきまして、その状況でございます。それを50対50に近づけるべく応能割合を49.50まで引き上げさせていただいております。そういった中で、所得の多くある方に負担能力に応じてご負担をいただくということでございます。

一方、応益割合につきましては53.71から50.50に、割合としては引き下げる形になりますので、引上額についても最小限で済まさせていただいているということでございます。

そういうことによりまして、所得がゼロの方については、均等割、平等割についてはかかるわけですが、そういった低所得者の方に対する一つの配慮として極力応益割のほうのアップは控えるといえますか、抑えさせていただいたということで改正をお世話になっております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、言いますと、私、お尋ねしたかったのは、現在の後期高齢者の医療制度が25年4月に変わるんですね。26年ですか。ことしの幾つかのところを見てみると、これを意識して変えたというところがあるんですよ、税率を一緒に。うちは、今お聞きした範囲では、そういうことはなかったと、こういう理解でよろしいんですね。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。制度改正によりまして、後期高齢者支援金分も平成20年度からいただいておりますが、特に制度改正を意識したアップということではなく、例年といえますか、後期高齢者支援金というのが事業勘定の中で組まれております。その支援金の額、それから、後期高齢者の分の保険税にいただく分、そういうものを計算いたしますと、歳出超過として1,200万円程度あるというのが現実であるというふうなことから、歳出についての財源確保をさせていただく意味で、後期分の保険税もアップさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 毎年、当初予算では特別調整交付金を見込んでおりませんね。22年度でも2,000万円を超える調整交付金を国からもらっていただいておりますと、大変頑張っていただいていると思うんですが、23年度の、この特別調整交付金も大体、このぐらいは見込めるのではないかと、私は思うんですが、どうです、ポイントは、23年。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。平成20年度におきまして特別調整交付金、特々として2,000万円いただいております。21年度につきましても1,800万円いただきました。22年度、今年度につきましても、先日3月16日に1,800万円の内示をいただいたところでございます。そういった中で、結果として毎年、内示をいただく形で1,800万円クラス程

度のものを支援いただいておりますが、23年度同様になるかというふうなことについては、全く判断ができません。現時点で判断ができません。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） やはり最近では徴収率にウエートがかかっていると思うんですが、今年といいますか23年度も、そういうことではないかと思うので、ぜひ頑張ってくださいと思っています。

それから、22年度から非自発的失業者、この方に対する保険税料の軽減措置がとられてきたわけですが、23年度は、これどういう見通しになっておりますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 平成21年度に、いわゆるリストラ減免といたしまして、その非自発的な理由によります解雇等をされた方につきます減免制度がございました。平成22年度におきましては、そういった方を対象に給与所得の30%で国保税を計算するというふうなことになっておりまして、現時点で100件程度、そういった対象の方がおられます。その中で23年度につきましても、継続されるというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） これまでから、課長、それはそれでいいんですけども、この一部負担金の扱いについて、何とか本当に困っていらっしゃる方、生保にも行けない、しかし、この方を今の医療の中でどうするかといいますと、これ一部負担金があるんですが、ここの直診の勘定では一部負担金が使われていますね、直診の勘定。直診の中では一部負担金出てますね、これ。こちらでは、いわゆる直診でない、この町が、課長のところで統括されとる分では、一部負担金というものずっと使われてないんですけども、ここはなぜこういうことになっているのか。直診の場合は、なぜこの一部負担金の徴収猶予になったり、減免はわかりませんが、できているのに、こっち側ではなぜ使われていないか、ここのところはどうでしょう。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えをいたします。直診勘定の中で一部負担金につきましては、診療所に見えたときの自己負担の収入でございます。

それで、事業勘定でいいます一部負担金の減免につきましては、医療にかかわられた方が生活困難で、一部負担金を支払うことができないと、そういったときに減免なり徴収猶予をして保険者が立てかえるなり、そういう形をして、一時的にカバーするといいますか、そういった制度だと認識しております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 直診の関係はわかりましたが、ぜひ課長、この一部負担金については、やはり私は、この減免規定か、徴収猶予の規定をきっちりつくっていただくと、そういうことで、ぜひ利用しやすいように、せつかくあるんですから、この制度をうまく使って、値上げのときも、私申しましたけれども、ぜひお願いをしたいと。それから、これは税務課長さんにお尋ねするのかわかりませんが、先ほど野村議員への答弁ということで、課長が答弁がございました。過年度分、ことしの3月か12月でもいいんですけども、過年度分の現在、国保税の滞納額というのは一体幾らになっておりますか。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。平成23年2月末現在、滞納繰越分にかかります未収額は2億168万7,000円になっております。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 先ほど一部負担金減免についてお尋ねがございました。昨年9月に厚労省のほうから、国保の一部負担金減免につきまして、基準というものが示されております。そういった中で与謝野町におきましては、以前から議員ご発言のように一部負担金の制度を持っております。その中で基準について、国の示している基準、それから町の持っている内規との整合性等も図りながら、一方、京都府で定めております広域化支援方針の中にも一部負担金減免についての一定広域化の中、府内市町村での統一化といいますか、そういったものも協議されることになっております。そういった中で、今後、一部負担金減免徴収猶予につきましての一定のガイドラインといいますか、そういったものが示される中で運用していきたいというふうに考えております。そういった中で、現時点での平成22年度一部負担金減免の与謝野町といたしましては2件で17万4,000円の一部負担金減免をさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、一部負担金の件は2件あったということで、大変ご努力いただいております。というふうに考えております。

先ほど、税務課長のほうから、現時点での滞納額といいますか、2億168万7,000円、したがって、先ほどの野村議員の答弁の中では、いわゆる滞納分につきましては、延滞金がかかるんで、できるだけこれを崩していくと、そうでないと、14.5%かかっているんで、納税者もよわるわけですが、そうなりますと、ことしの予算書にあります過年度分ですね、この関係の額は滞納繰越分、少し低いんじゃないかと思うんですが、そこはどうですか。どちらでもよろしい。

滞繰分の、この予算でみておるんがね、ちょっと低過ぎないかというところなんです。

議長（井田義之） 答弁求めます。

泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 失礼いたしました。予算の中で474ページの国保税の現年度分、滞繰分の収納率の関係です。

これにつきましては、滞繰分の予算の積算の基礎といたしまして、11%を見させていただいております。ちなみに昨年度も11%ということで、それを積算のもとに計上をさせていただいております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 11%をみていらっしゃるというのは私も存じ上げておるんですが、11%の見方そのものが低いんじゃないかと、先ほど話がありましたように滞繰分からもどんどん取っていった方針ですから、ここに繰り入れていると、そうしたら、もう少し取れるんじゃないかなということで、これはご検討いただいたらいいというふうに思います。

最後に1点だけ質問をして終わりたいと思うんですが、出産一時金の受取代理の利用者というのは、本町の場合ありますか。ありません。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

最初、反対討論から、反対討論はありますか。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 私は、日本共産党与謝野町議員団を代表し、2011年度国民健康保険会計への反対討論を行います。

まず、直営診療所勘定では、石川診療所の充実に向けた抜本的な取り組みが示されており、期待をしております。したがって、これについては賛成をいたします。しかし、国保事業勘定では約10%の国保税の引き上げがされています。その理由、根拠は、やむを得ないと思いますが、町民の暮らしや営業を思うと、この引き上げ額は理解できません。引き上げ理由は、医療費の増加ではないとのことなので、その理由は3点だと考えます。

その第1は後期高齢者医療制度、前期高齢者制度が始まったことなど、国の制度の変更により、国保会計への負担がふやされたことです。高齢者を差別する後期高齢者医療制度は、公約どおり直ちに廃止する必要があります。

第2の理由は、リーマンショックによる営業と暮らしの破壊です。一般会計でも町民税の落ち込みが今なお続いています。国保の対象所得も減り続けています。日本経済の落ち込みは世界でも特別激しく、大企業が国内の需要を落ち込ませても、輸出でもうける経済を進めてきた自民・公明政権の経済政策の失政に原因があります。しかも対象所得が減れば、国が予算措置をして国保税の引き上げを抑える制度になっていますが、この措置を全額していないことです。

第3には、国や京都府が国保会計への国庫補助を、国は約半分に、京都府は全額減らしたことです。そのしわ寄せが保険税にはね返っています。これらの原因は、すべて国の制度上の問題、政策上の問題です。だからこそ、近隣のすべての自治体が16%以上の引き上げをしています。町民や自治体には何の責任もなく、国が公約を果たし、国保会計への国庫補助をふやし、引き下げるよう強く求めます。当町では昨年度1億円、23年度予算でも3,000万円を繰り入れ、引上額を抑える努力をしていただきました。しかし、それでも10%の引き上げは町民の営業と暮らしの実態から見て、大変な負担であり、認められません。もう一息の繰り入れで引上額を減らすよう求めましたが、いい返事がありませんでした。

したがって、新年度国保会計予算案に反対をいたします。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成意見の発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、本案に対する反対意見の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 本案に対する賛成意見の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立多数であります。

よって、議案第36号、平成23年度与謝野町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第37号、平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決に入りたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第37号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第37号、平成23年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第38号、平成23年度与謝野町財産区特別会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) これより議案第38号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第38号、平成23年度与謝野町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第10 議案第39号、平成23年度与謝野町水道事業会計予算を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番、糸井議員。

14番(糸井満雄) 簡単に3点、質問させていただきます。まず、水道の有収量の関係ですけれども、

年々、これが最近減少傾向にあります。21年度の決算では84万7,000^m、22年度の予算ベースで85万^m、今回の予算ベースでは83万6,800^mということで、年々減少傾向にあります。ここら辺の分析は、どのようにされておりますのか、まずお尋ねをしておきたいと思えます。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 糸井議員のご質問にお答えいたします。有収水量の、近年じわじわと減少傾向にあることについてでございますが、数年前は大口さんが何らかの理由でもって少ない階層へ移られたというような状況があったんですけども、最近については、そういった傾向については、一定の、落ちついてきたという部分がございます。しかしながら、逆に水量でいいますと50トン付近の水量部分の方が減りまして、かわりに基本水量のあたりに近づいてきてる部分がふえてきているというようなことで、料金については高いほうの部分が減りますので、収入が減ってきているというような傾向になってます。

これにつきましては、どういうことなのか、細かくは、ちょっとまだ分析ができてないんですけども、やはり核家族化みたいな形がふえてきてるのかなというイメージもあり、また、従来の大口さんではないですけども、そういった階層での事業者さんの使用水量が減っているのかなというように、もう少し決定的な理由については、現在のところまだ把握ができてないということでご勘弁いただきたいと思えます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 年々、減少傾向にあるということにつきましては、水道使用量にも影響してくるわけなので、企業会計の収支に大きな影響を及ぼすことになるわけですが、これで下げどまりということならば、それはそれなりの、また、対応もできるのではないかなと思うんですけども、これがいつごろまで下がっていくのかなというのが、ちょっと私も心配なわけなので、数年前は大口、確かに工事人さんがおられて、来ておられまして、そうしたことで大口使用者があったわけですけども、その辺はまた、最近撤退されておりますし、今の状態が普通ではないかなというふうに思っておるんですけども、今後の下げどまりといたしますか、見通しについては、まだまだ分析をせなわからんというふうなことなんでしょうか。

それとも、これで大体下げどまり、これで大体落ちつくんではないかというふうな認識なのか、そこら辺はどうでしょう。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。実は、簡易水道のほうの有収水量につきましては、22年度の決算見込みが21年度決算に比べて若干ふえる予定です。その辺もちょっと注意して見ますと、簡水のほうの決算見込みがふえるという部分について、今回が特別なのか、あるいは今、問題になっています下げどまりのところまで来ているものなのか、その辺がちょっと今の時点ではわかりません。

したがって、上水につきましても、これが下げどまりということになればありがたいんですが、ここ1、2年は、ちょっと注視をしたいという思いでおります。ただ、簡水の予算について、使用料をちょっと下げた形で23年度計上させていただいておるんですが、これは今、申し上げたように、22年度だけに限った傾向なのかもわからないので、そういうふうな形にさせ

てはいただいております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） はい、わかりました。水道料金については、22年4月から150円の値上げがありました。したがって、それに基づいて、水道使用量も上がってきておるわけなので、収支改善が、いわゆる企業としての会計での改善が見られるのではないかなというふうに変期待はしておったわけです。

21年度の決算では2,744万円の赤字決算となったわけですし、22年度は、ここで見ますと、損益計算書を見ますと、これも同じく2,704万8,000円の損益が、損失が出ておるわけです。21年度と22年度は余り変わらないと、多少40万円ほどの改善が図れたのかなというふうに思っておるんですが、計画からすれば、当初の計画は2,800万円ほどの赤字でしたので、大体100万円ほどの改善が図れたのかなというふうに思っておりますが、23年度の見込みについては、予算ベースでもいいわけですが、税抜きで、どのぐらいの最終の決算になるのか、わかりましたらお願いしたいと思うんですが。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 答えいたします。まず22年度の決算見込みについてですが、22年度につきましては、蛇谷のしゅんせつ工事が入っておりますので、若干損失が大きくなっております。

それから、23年度についての見込みですが、現予算ベースで見込んでみますと、ざっと2,200万円ほどの損失が出るであろうと思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） ということは、22年度はここに損益計算書が出ておりますけれども、これよりもふえる可能性があるかと、こういうふうなことです。22年度の決算見込みが、ここに出ておるわけですが、580ページに。今、蛇谷でしゅんせつ工事があるので、若干ふえるというふうに言われたんですけども、23年度。22はこれでいいわけですか。

23年度は2,200万円ぐらいかな。私が2,000万円前後かなというふうに思っておったんですけども、大体そういうところかなと思うんです。計画からすると、大体1,800万円ほどの赤字であったわけですが、それからすると、若干悪いかなというふうに思うんですが、それは仕方のないことなんです、徐々に改善されるということの理解ができるのではないかなというふうに私は理解をいたしておりますので、引き続き収支改善に、一つご努力をしていただきたいなというふうに思います。

それから、今回、与謝野町の水道整備計画をいただいております。これが23年度から27年度まで、これは昨年6月ですか、そのときに整備計画をいただいておりますね。それと同じものだろうというふうに思うんですが、そのときの整備計画を見ますと、この23年度に加圧ポンプが更新を、765万円計画がされておるんですが、今回、その計画が23年度予算には入っていないように思うんですが、その辺はどうなったんでしょう。必要ないということになったのか、それともほかの理由があって、これを加圧ポンプは落としたのか、どっちなんでしょう。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 答えいたします。22年度の整備計画の中では、加圧ポンプの更新が上がっていて、今回、外れているということだと思っておりますが、実際に整備計画を見直す中で、施設の

状況を見させていただきますと、その更新年度がきとるんですけれども、しばらく様子が見たいということで見直しをかけまして、今年度というか、23年度については落とさせていただきます。以上です。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） わかりました。それから、今、上水道については第4次計画が、第4拡が需要の、先ほども言うておりましたように、年々減少傾向にあるというふうなことから、凍結されておるということで、この中では28年度に、統合時に計画を見直すと、こういうことになっております。ご存じのように、今月11日にありました大震災、これに基づいて非常に大きな災害が発生したわけですけれども、一番やっぱり水道水が、水が、あの状況を見ると必要になってくるというふうなことが言えるのではないかなというふうに思っております。

したがいまして、第4拡では凍結されております水源の関係ですけれども、私はやはりこういった非常時に、災害時に必要な水源としては、もう1カ所ぐらいは、私は持つておくべきではないかなというふうに思っております。

今、蛇谷の水源で水が供給されておるわけですけれども、凍結されているのは板列水源、これが凍結されておるんですが、そこら辺の見直しも、私は、この際考えるべきではないかなと。そして、非常時の場合に備えるべきではないかなというふうに思っておるんですが、この辺についてはいかがでしょう。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。今ご指摘のように第4次拡張計画の中では、板列水源の再開も入っております。今現在、4次計画を凍結しているという形にしておりますのは、そもそも男山浄水場でも、まだ拡張計画の中で、もう一つのろ過機をつくるというような計画もございます。ただ、現状が、それほど水需要が伸びてないと、むしろ減少傾向にある中でつくってももったいないといえますか、そういうような状況が見受けられるので、あえてつくっていないという状況が一つあります。ただ、今おっしゃいますように、いろんな災害、何が起こるかわからない状況の中で、やはり別の水源を確保しておく必要があるのではということでございますが、現在、板列水源について、私、何度か足を運んで水の流出状況といえますか、見させていただきますと、過去、板列水源をと考えられた計画時点よりも、水量的に随分減少してきているといった傾向が見受けられます。

したがいまして、板列水源について、再度開発していくといえますか、再運転に向けてということの整備については、もう少し見きわめていきたいと思っておりますし、それからそういった予備水源の確保という意味では、岩滝地域についても地下水源の調査をしてもいいかなという思いもあります。ただ、これらにつきましては一応28年度中に上水道への一本化ということが前提にありますので、それを見込んだ上で再度計画を立てる段階で、そういったことも考慮していきたいなという思いでおりますので、ご理解がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 板列水源については、もう随分前から、もう放置されておるんで、相当老朽化もしておりますし、難しいかなと思うんですけれども、やはりこういった今回の災害、非常に大きな教訓を我々はいただいたと思うわけですが、東北の人には悪いんですけれども、そういった非

常時に備えるためにも、やはり何か一つの水源だけでは、ちょっと心もとないかなと、やはり町民の安心・安全を図るためにも、もう一つぐらいの上水道としての水源を設けるべきではないかと、確保しとく必要があるのではないかなというふうに考えたわけですが、思うわけですが、与謝野町全体として、簡易水道も含めての非常事態で、やはり町民が安心して過ごせるような体制だけは、私は今からとっておく必要があるのではないかなというふうに思います。

28年度は、上水道と簡水が統合されるわけですが、そういった統合に向けての課題もたくさんあるわけです。その中で一つそういった面も十分ご検討いただいて、水道に対する災害時の体制の確立を一つお願いをしておきたいというふうに思います。以上で、質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） これより議案第39号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第39号、平成23年度与謝野町水道事業会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第11 議案第44号、与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第44号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第44号、与謝野町地域情報通信基盤整備センター設備工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで書類配付もありますので、45分まで休憩します。

（休憩 午後 3時32分）

（再開 午後 3時45分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開をいたします。

ここで次の議題に入ります前に、下水道特別会計の野村議員の質問に対して、西村課長のほうから発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

西村下水道課長。

下水道課長（西村良久） 貴重な時間をちょうだいいたしましてありがとうございます。

午前中の平成23年度下水道特別会計予算に対します野村議員のご質問の中で、答弁できておりませんでした、流域下水道排水負担金の年度末実績に基づく排水負担金単価につきまして、大変遅くなりましたが、お答えさせていただきます。

平成21年度末の実績の数値でございますが、排水負担金といたしましては2億1,263万2,364円でございます。

もう一度言います。2億1,263万2,364円を排水負担金としてお支払いをいたしております。これに対しまして排水量でございますが、年度末の実績排水量でございますが、163万3,927トンでございます。したがって、これを割りますと単価といたしましては1トン当たり130円という単価になります。計画の98円に対しまして、実績の単価が高くなるわけでございますが、これにつきましては、もともとの計画の排水負担金から実績の排水負担金の減額となります割合に比べまして、計画排水量から実績の排水量の減少の水量が非常に多いということから、結果的に単価として計算しますと98円より高くなるというふうなことでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 日程第12 請願第12号、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書を議題とします。

本案については、文教厚生常任委員会に付託しておりましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

13番、赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） それでは、請願の審査報告をいたします。

昨年、平成22年12月議会におきまして、私どもの文教厚生常任委員会に付託されました、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書についてでございます。

12月7日、委員会を開催されまして、付託されました案件につきまして審議を行いました。学校の現状、特に、中でも学校の空調整備や保護者負担の状況につきまして、教育委員会から詳細に説明をいただきました。

それから、12月16日、管内小・中学校の現場へ出向き、学校長等から現状を聴取いたしました。その後、委員会を開催し、委員会で審議を行いました。訪問先は加悦小学校、市場小学校、岩滝小学校、江陽中学校、橋立中学校でございます。

そして、年が明けまして本年2月16日、委員会を開催し、審議を行いまして採決をとりました。結果は、採択1人、不採択3人、一部採択1人、一部採択と申しますのは、今回の請願には大きく分けて4項目がございました。一つは義務教育無償費の原則を一元し、保護者負担をなくすために、学校予算を増額してほしいというものが一つ。

二つ目には、経済的不安をなくし安心して学校に通えるよう、就学援助制度の現在の基準に所得基準を加え、支援の対象を広げてください。加えて、国の基準どおり就学援助費の支給費目をふやしてください。これが二つ目。

三つ目に、児童・生徒の学校環境衛生基準に基づく学習環境の改善、特に全教室の空調設備改善を年次計画で進めてください。

四つ目に、児童・生徒の通学安全確保のための措置を取ってください。この4項目がございました。その中の請願事項の3番目、いわゆる、特に全教室の空調設備改善を進めてほしいといったもの。これを採択したいというお方が一人。採決結果は、反対多数で不採択とすべきものと決定をいたしました。以上でございます。

議長（井田義之） ただいまの赤松委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、野村議員。

- 1番(野村生八) それでは、委員長に質問いたします。結論としては不採択ということで、非常に残念に思っています。ただいまの審議の経過と結論については、ご報告で理解ができたわけですが、なぜ不採択となったのかという、委員会の中での議論の内容ですね、これについては全くありませんでしたので、その点についてお聞きをいたします。

議長（井田義之） 赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） なぜ不採択になったのかということでございますが、いろんな意見があったわけございまして、一つ一つ言いますと、例えば今、言いました1番目の義務教育無償の原則を一元しという、この部分であります。現在でも無償化と、原則を実現ができていないかもわかりませんが、保護者負担というものは相当、いわゆる抑えられているのではないかという意見が圧倒的に多かったわけでございます。

それから、就学援助制度の2番目の件につきましても、当町の方式が決してレベルの低いものではない。むしろ柔軟に対応ができていた点と、決して、今の現状が、当町のレベルが高いとは申しませんが、決して、そんなに低くはないという点がありました。

四つ目の児童・生徒の通学安全確保は、これは各小学校等もいろいろ工夫をされまして、現状、一生懸命な確保もとっていただいていますし、別段これもいいだろうということで、問題は3番目の、この全教室の空調整備の改善と、これにつきましては、ほとんどの議員が、今のあれではしょうがないなど、やはりこれは今後、改善すべきであろうという意見が、これは圧倒的に多かったと思います。しかし、これもあえて、これは議員として議場で幾らでも述べる場もあるし、今後そういったことに気をつけて取り組んでいこうということでありました。あえて、これを採択すべきところまではいかないという方が3名。一人の方は、いやいやこれはどうしても、この部分だけでも採択したい方が1名というのが現状でありまして、なぜ、不採択になったかと申しますと、そういう議論をした結果、そういう判断がされたというふうに、私は理解をしています。以上です。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1番(野村生八) 特に2番ですけれども、就学援助制度の問題ですが、書いてあるように、現在の基準、与謝野町がしている基準で、大きな市がしている、ここに書いてある所得基準、この二つ

の流れがあって、この内容によって大変ばらつきが大きいということで、国の厚労省から是正の、そういう通達が来ていると、これに基づいてこういう所得基準を加えて対象を広げてくださというお願いが出されたというふうに理解をしています。

基本的に一番にあります義務教育無償の原則に基づいて、保護者負担を、全父母の保護者負担をなくすべきだという、なくしてほしいというお願いですが、とりわけ低所得者の方の、この負担をなくすために対象を広げてほしいという、そういう内容ですし、加えて国が就学援助の対象になった人の支給の対象をふやしてほしいという項目については、既に厚労省が交付税算入として財政措置をしているということで、この議会でも、その具体的な取り組みを求めてきましたけれども、そういう内容であって、非常に父母の願いとしても、今の政治の流れからいっても妥当な要望だというふうに思えますが、なぜこれが、そういう形で採択すべきものという形にならないのか、その辺の議論の中身を、もう一度お願いしたいと思います。

議長（井田義之） 赤松委員長。

文教厚生常任委員長（赤松孝一） それ援助ですから、できるだけ何でもするのに、こしたことはないと思いますが、やはりこの制度そのものに対して、今、当町が行っている内容が、冒頭申しましたように近隣の市や町から比べて、非常に劣っているというものでは決してないということでもあります。したがって、いろいろとあれはこうだ、どうだと言い出せば、そんなところで十分な、完璧というものは、私はなかなか存在しないと思っています。

しかしながら、この中の意見の中で、この方の意見は、例えば準要保護の所得基準を明確にしてくれというお願いの根拠があるわけですが、先ほどの話でも生活保護は原則非課税という基準設定をせよということだが、確かに基準を設けるのも大切な部分かもわからないですけれども、所得基準で言いますと、前年度の所得が基準になって、本年度の対象になる700万円、ずっと今、言われまして、今の与謝野町のやり方で、その時々で判断をして、教育委員会の合議制で決めていくという方法が今の時代には、私は合っているのではないかということがあると。今、教育委員会との話の中でも感じましたし、そういうことで、今のままでも十分対応できるし、守備範囲も大きく構えられるのではないかと思います。

所得基準を加えることにこだわる必要はないんじゃないかと思うという方。それから、基準を一つの目安として用いることは大切ということを感じました。しかし、教育長の話にもありますように、とりたてて必要ないんじゃないか、加えて国の基準につきましても、ほとんどクリアされているのではないだろうか、通学費、医薬費、医療費と、国の基準から見ると通学費もほとんど負担ないだろうというふうに思う。医療費については無料だ。支給品目をふやしてくださいというのがよくわかりませんが、十分私はクリアできていると思うと、こんな意見。

それから、総合的には人間としては、それは無料にこしたことはないんですが、個人の権利を主張し過ぎるのではないかと思うんです。総合的にそういうことを感じましたと。親の責任というものがやや欠如しているのだというふうに感じていますというような意見。

それから、伊藤委員は、一生懸命、もう人の3倍も4倍も立証されていますので、あえて伊藤委員の意見は申し上げませんが、そのような意見がありまして、結果的に、そうなったということで、決して、ここに訴えてあるような、特に第2項目の就学援助制度につきましても、教育委員会のほうも十分丁寧に時間をかけて、我々にわかりやすいように現状を説明していただきまし

た。その結果が、こういう結果でございますので、これ以上のところは、なぜだと言われますと、非常に大きな問題がありますが、このようなことを私、一部だけ抜粋しましたが、もう少し掘り下げた議論をしていますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

赤松委員長、大変ご苦労さんでした。

これより討論に入ります。

説明いたします。

一応、採決の方法としましては、今の赤松委員長の報告ではなしに、請願そのものに対する賛成か反対かという採決を行いますので、とりあえずこの請願に対する反対の意見の討論を、先に求めます。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、再度言いますけれども、請願に対する賛成の討論を許します。

1 番、野村議員。

1 番（野村生八） 私は、子どもたちにゆきとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願に対する賛成討論を行います。

本請願事項4項目は、多くの保護者が要望をされている内容です。最近、特に若者の賃金が抑えられ、不安定雇用が広がり、子供を持った親が子供をしっかりと育てるといふ、この義務を果たすことが困難になっています。先ほどの答弁では、親の責任が欠如しているという議論があったようですが、まさにそれは反対で、そういう大変な親が親の責任を果たすために、ぜひこういう内容を実現してほしいという、これが今回の4項目の請願だというふうに思います。

1番目の義務教育の無償の原則に基づいた保護者負担の問題では、明らかに、今、多くの父母の中で、この負担が大変だという声があることは、今までの議会の中でも、共産党議員団以外の議員からも指摘をされてきました。

二つ目の就学援助については、これは、今までの与謝野町の基準を、所得基準にかえてほしいという、今までの請願とは今回は内容が違います。現在の基準に所得基準を加えてほしいという内容であり、先ほど議論の中身で答弁がありましたが、つまり、いわゆる柔軟にできる基準に加えて、所得基準を加えてほしいというのが、今回の請願ですし、そして、国の基準どおり就学援助費の支給をふやしてほしいということは、既に23年の一般会計当初予算で、そういう形で実現がされる中身だということでは妥当な内容だというふうに思います。

3番目の学校の環境衛生基準に基づいても、去年の大変な暑さの中での教育というのは、完全に、この基準を超えているということで、早急に求められていることは明らかだというふうに思います。

そして、最後4番目の通学の安全については、ご存じのとおり熊が、大変な出没の回数がふえてきた中での登校に対する不安が多くの中での上がっていたわけで、こういう内容に対する

父母の願いというのは、当然だろうというふうに思います。それらの内容を見ても、また先ほどの審査の議論の中身を聞いても、まさにこれは、そうではなくて、採択すべきものであるというふうに思いますので、本請願に対する賛成の討論を行い、ぜひ多くの議員のご賛同いただきますようお願いいたしまして、賛成討論といたします。

議 長（井田義之） 次に、本案に対する反対意見の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 次に、本案に対する賛成の意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択にすべきものということになっておりますが、これからの採決につきましては、請願そのものに賛成か反対かの採決を行いますので、お間違いのないようをお願いいたします。

委員長の報告とは反対になりますけれども、請願に対する賛成か反対かの採決を行いますので、暫時休憩します。

（休憩 午後 4時08分）

（再開 午後 4時11分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を続行いたします。

本請願を採択することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立少数であります。

よって、請願第1号、子どもたちにゆききとどいた教育をすすめるための教育予算増額、教育諸条件の整備・充実を求める請願書は、不採択とすることに決定しました。

次に、日程第13 意見書案第1号、速やかに取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める意見書（案）を議題とします。

本意見書案は、会議規則第13条第3項の規定により、総務常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） それでは、議長の命によりまして、議案を朗読させていただきます。

意見書案第1号、平成23年3月28日、与謝野町議会議長、井田義之様

提出者、与謝野町議会総務常任委員会委員長、勢旗 毅

速やかに取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める意見書（案）、上記の議案を別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議 長（井田義之） 提出者より提案理由の説明を求めます。

勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） それでは、ただいま上程されました、速やかに取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める意見書（案）につきまして、総務常任委員会で3月4日と3月24日に、いろいろと議論をいたしております。その結果を申し上げます、ぜひともご賛同い

ただきたいと、このように思っております。

それでは、お手元の（案）を朗読いたします。

速やかに取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める意見書（案）

取調べの可視化の主たる目的は、密室での取調べに伴い発生する冤罪を防止することにある。これを行うことで捜査官の暴行、脅迫、利益誘導等による自白の強要や、虚偽自白とともに氷見事件、志布志事件、及び足利事件に代表されるように、現在も後を絶たない冤罪を防止し、被疑者及び被告人の人権保障を図らなければならない。

このような見地から、取調べの可視化は不可欠なものである。なぜなら取調べをすべて録画することにより、裁判における供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得ようになるからである。また、平成21年5月には裁判員制度が開始された。この制度は裁判を国民にわかりやすく身近にし、国民の日常感覚を司法に取り入れることで、司法への国民の理解と信頼を向上させることを目指している。

この制度を最大限に生かすためにも、取調べの可視化によって、裁判で供述調書の任意性や信用性が争われた場合でも、裁判員となる国民が、その判断に窮することのないよう、適切な方策を講じなければならない。

現在、検察庁では裁判員裁判対象事件につき、検察官の裁量により取調べの一部の録画が行われ、また、警察庁においても取調べの一部の録画が施行されていることは、裁判員裁判においては一部の可視化が既に実施されていると。よって、国におかれては録画による刑事事件の取調べの全過程の可視化を実現するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

衆議院議長、横路孝弘様、以下、京都府与謝野町議会という意見書でございます。

それで、実は京都府弁護士会から、これの要請がございまして、宮津の澤田弁護士さんがおいでをいただきまして、説明をいただきました。

それで、少し弁護士さんのお話から補足をしたいと思っております。

取調べの可視化ってどういうことなんですかと。例えば、あなたが無実の罪で警察に捕まった場合を考えてください。あなたは警察の取調室で取調べを受けます。取調室は、あなたと警察官しかいないわけ、密室ですね。あなたの家族や友人はもちろん、弁護士さえも立ち会えません。あなたを犯人と疑っている警察は幾ら無実を主張しても耳を貸してくれないでしょう。それどころか、大声でどなったり、ひどいときには暴力を振うと、おまえが犯人だと追い詰めます。

何人もの捜査官が、あなたを取り囲んで取調べをするかもしれません。あなたはそんな取調べに20日間も耐え切れるでしょうか。こうした現状を変えるには、警察、検察が、あなたの取調べている様子を最初から最後までビデオやDVDに録画すればいいんじゃないでしょうか。

このように取調べに弁護人が立ち会ったり、取調べの状況をすべて録画することを、これを取調べの可視化と、こう言います。日本弁護士連合会は取調べの可視化を法律で定めようとしております。

それでは、現在でも自白の強要や虚偽自白なんて本当にあるんですかと、こういうお話でございしますが、これ足利事件以下、たくさん事件、この中にも書いてありますけれど、ほぼ冤罪に近いような格好で上がってきたのが、最近の村木厚生省の係長の事件だと、こういうふうに理解

いただけると幸いです。

それでは、可視化をやったら、どういうことになるんですかと。

まず一つは、暴行・脅迫などを使ったひどい取調べがなくなります。

それから、二つ目には、取調べで話した内容が、そのままに正確に記録されます。したがって取調べの様子をすべて録画すれば、供述調書の内容が正確かどうか、後でチェックすることができます。その結果、供述調書も、より正確に作成されるようになるでしょう。裁判で取調べ状況について判断することが容易になります。

後から取調べに問題があった、こういうことが、よく出てくるわけですが、そういうことがこれでなくなる。

2009年5月から市民が裁判官と一緒に裁判をする。いわゆる裁判員裁判が実施されていますが、これをめぐりまして、一つは非常にやりやすくなるのではないかな。取調べのやり方が非常に、どういいますか、問題になる事件では、もう審理というのが非常に長期化になってくる。

例えば、リクルート事件というのがございました。この中で、このときは、江副さんというのが、最終に終るまで14年かかっております。そういう状況ですから、ひとつそういったことが、この現在の取調べをする、可視化をするというのは、こういうことになる。

それから、取調べの可視化に、そうなら、そんないいことだったらそれでいいんじゃないですかということなんです、いやいやいろいろ意見はありますということで、例えばどういう意見があるかと申しますと、取調べがすべて録画されると、被疑者は真実を話さないと、真実が話しにくいという方があるということを検察庁や警察はおっしゃっておる。真相解明というのが余計難しくなるとこういう話もございます。

それから、取調べでは、被疑者と信頼関係を築いて、反省悔悟をさせなければならない。すべて録画すべきではないと。しかしながら、そういうことが、これは取調べ官の思い込みであって、決してそういうことにはならない。密室の中で信頼関係、それはできるかもわかりませんが、それで自白がどうなったということにはならないのではないかな。

こうした中で、いろんなご意見もありますけれども、やはり今、世界じゅうから、このことに対して、こういう、やったからこうだという結果にはならないと、そういうことが出されておるようでございます。

それから、先ほど、この中にもありますが、一部録画が始まっている、これは既に必要性が認められとるという部分について、裁判員裁判の対象事件の中で必要性が認められる、これについては一部の取調べの録画を始めた、こういうふうに発表を、最高検察庁もしておりますが、原則として、裁判員裁判対象事件の取調べの一部だと、こういうことと、それから取調べの一部のみの録画では、今まで言ってきたような解決ということにはならないと、こういうふうな弁護士会ではおっしゃっております。

したがって、最後に外国ではどうなっているんですかということですが、これは、日本が非常におくれていると、こういう弁護士会の判断のようであります。そうしたことで、ぜひとも、総務委員会としては全員一致ということにはなりませんでしたが、賛成多数ということで、この意見書を上げるということに決めたところでございます。ぜひとも、ご理解をいただいて、与謝野議会でも全国におくれをとらないと、こういう格好でご理解を得たいと思っております。

で、よろしくお願ひします。

議 長（井田義之） これより、勢旗委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、杉上議員。

4 番（杉上忠義） それでは可視化につきましての意見書について、総務委員長にお尋ねいたします。私自身テレビ、新聞の報道によって知るとかいうぐらいでございますけれども、弁護士さんの講義を受けた以外に、総務委員会として特別な調査研究はされたんでしょうか。

議 長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 総務委員会で澤田弁護士のお話を聞き、また、京都弁護士会から出ている資料を見た以外には調査、その他は行っておりません。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 委員長報告にございました、委員の中から反対の意見も出たということなんですけれども、その反対の理由といたしましては、どういった意見をお持ちだったんでしょうか。

議 長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 委員会の中で出ました意見は、可視化には賛成するんですが、この人が本当に自白を求めようと思うと、これは警察官だって、検事だって強く追及せんなんこともあるんじゃないかなと、これが1点でございます。

それからもう一つは、法と証拠に基づいてというんですが、ここは非常に難しいことなんで、それは先ほど申しましたように、どういいますか、お互いの刑事さんとの、あるいは検事さんとの信頼関係があったりしながらやってきておる面もあるので、そこまでは全過程を録画するということまでは必要ないんじゃないかなとということの辺ですね。

それから、警察力の低下にならないかなと、そんな話が、積極的賛成でない意見だと、こういうふうにとめまします。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 積極的な賛成のない委員もおられたということなんですけれども、意見書の文書を読ませていただきますと、全過程の可視化を実現するよう強く要望する。

私自身も、その方向性を、可視化の方向性を地方議会として後押しする意見書ぐらいにとどめるほうがいいんじゃないかと思ったりするんですけれども、その辺の委員長の見解はどうなんでしょう。

議 長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 1回、それぞれ意見を出していただくのを3月の初めにもちまして、あと3月の後半に意見をちょうだいいたしました。その中で一応、成文化したものをお配りしておりますので、特に、その段階で、この記述に対して異論はなかった、少なくとも与謝野町議会が国に対して送る文書としては、これぐらいはもう絶対必要だと、私はこう思っています。

議 長（井田義之） 杉上議員。

4 番（杉上忠義） 強い勢旗委員長の意向はお聞きしました。私自身は後押しするぐらいでいいんじゃないかと、地方議会としてはというふうに思いますけれども、委員長の勢いで賛成したいというふうに思います。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

3番、有吉議員。

3番（有吉 正） 1点、勢旗委員長にお伺いいたします。

今、説明の中で、厚労省の村木さんの、いわゆる地検特捜部のことはおっしゃられたと思うんです。これは特捜のあり方云々というのがいつとき、よくマスコミで言われましたけれども、説明があつてここにはないと、いわゆる刑事事件だけなんですけれども、そこら辺はどのようにお考えだったんでしょうか。議論はあつたんでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 総務委員会の中では、この件についての議論はいたしておりません。それと、先ほど申しますように裁判員裁判に、この件は入らないのではないかなと、こういうふうにして思っておりまして、したがって、弁護士さんのほうも強く、この問題についてのお話はなかったと。多少のやりとりはしましたけれども、強くこれがはっきり冤罪だというふうには、私ども思っておりますけれども、冤罪に近いということ、そういう指摘はなかったように思いましたね。

議長（井田義之） 有吉議員。

3番（有吉 正） 確認というのか、ちょっとわからん、勉強不足かもわからんですけれども、今おっしゃられた裁判員裁判云々っておっしゃられましたね、これには当てはまらないとか何とかおっしゃったのは、村木さんのあれがどうのとか、その辺がちょっと説明をいただけませんか、再度。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 私が弁護士さんから聞きましたのは、裁判員裁判が適用される事件というのは殺人罪、傷害致死罪、強盗致傷犯罪、嚴重建造物放火罪、身代金目的など、こういう一定の重大な犯行が、これに該当するというので、今回の伏線になっているのは、裁判員制度というのが国民が持つといいますか、市民が持つ日常感覚や常識と、そういったものから逸脱しないよというので始まったと。そういう意味でも、いわゆるこの制度は、この可視化というのは、私は、これは全部の事件に該当はするとは思っているんですよ。思っているんですが、そういったことで、この文章の中にも、そのことを書いておりますので、したがって、この可視化の中にも。中段から平成21年5月にはということがございます。

したがって、司法への理解と信頼を向上させたいということですので、この部分については、弁護士さんからも特に強調したあれはなかったと、こういうふうにして思っております。

3番（有吉 正） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

16番、今田議員。

16番（今田博文） 委員会で調査なり研究をされたということですが、弁護士さんのお話を聞かれたと、もつともだというふうにするんですが、弁護士というのは被疑者側、あるいは被告人側に立つ立場の人ですね。そういう人の話を聞くのなら、例えば、検察庁だとか、検事だとか、そういう方のお話をお聞きになつても、よかつたのではないかなと思うんですが、そこはどのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 私どもは、こうしていろいろな審議をさせていただいておるのには、一つは町民の皆さんや国民の皆さんの立場といいますか、目線といいますか、そういったことでいろいろ意見を申し述べておるわけですが、この案件というのは、私は国民の目線に立ってみたら、それはそれでいいんじゃないかなというふうに思っております、したがって、これを検察庁に行つてどうかというふうには全く考えておりませんでしたし、その点を突かれれば、そういう考え方もあるかなと私は今、思いましたけれども、少なくとも、これは個人の弁護士さんがおっしゃるとるのではなしに、日本弁護士会が、日弁連が、このことを音頭をとっていらっしゃる。

そして、現在の政権政党も一応、参議院では可決されていると、刑事訴訟法の改正案、そういうことですから、そこまではやっていたということでございます。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 確かに取調べにおいて調書を作成するわけですが、検事の意向に沿った調書が作成されやすいというふうなことは一般的によく言われている話だというふうに思っています。そういう意味では可視化というのは必要なかなという立場は私は持っております。

しかし、レターケースに何度か弁護士会から、この可視化について議論してくださいと。与謝野町議会としての結論を出してくださいというふうな、弁護士会からの要請といいますか、そういうのはたびたび入っていたというふうに思います。

それにこたえるということも一つなんですけれども、委員会で議論されて、反対者も何人かおられたというふうに伺っております。もう少しゆっくり理解できるような方向で、議論というのができなかったのか、少し急ぎ過ぎではないかなというふうにも思うんですが、そこはいかがですか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） そういった意見はあろうと思いますが、私は先ほど申しましたように、これが参議院は、この部分を含めた分が通っているということもありまして、できるだけ早く、やっぱり国に対しては、その声を上げないかと、その思いがちょっと強かったと、今、今田議員さんが指摘をされますと、そういうことがあってもよかったかなと思うんですけれども、委員会の中では、特にそれに対する意見は、強い意見はなかったと、こういうふうに判断しております、ご指摘を受ければ、そういう部分もあったかなと、これはそのとおりであります。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 委員会での賛否をとられたのかどうかわかりませんが、いわゆる賛成者、反対者の数はどうかということと、全国的に地方議会が可決をしたというふうな事例というのは、どれぐらいあるんでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 全部といいますか、あまり調べていないんですが、京都府議会は通つておると、これは意見書を出されておる。

それから、府下の、京都市ちょっとははっきりしてない。亀岡とか、いろいろなところは、ほぼ支部は大体出ているのではないかなと、こういうふうに思っております。それから委員会の中では、1回目のときと2回目のときと、ちょっと違うんですけれどもね、数が。賛成が多かったと、このことだけ申し上げておきます。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） その最終の数はどうなんでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） どういいますか、この日もちょっと欠席もありまして、賛成の意思を出された方、あるいは反対の意思を出された方、そういうことがありまして、ちょっときちっと申し上げにくいんですけども、ただ、賛成が多かったことは事実です。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） その意見書が総務委員長から出てきたということは、賛成者が多かったということなんです、当然。だけど欠席者がある中で賛否を問うといえますか、この意見書を出す、出さないを今まで議論した中で、最終に判断されるというのは、少しちょっと行き過ぎではないかなというふうに思うんですが、もう少し、先ほど申し上げました、あまり急ぐ必要はないのではないかとということも含めて、その欠席者がある中で、そういう判断をされたということはどうなんでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 一つは、日程が非常に立て込んでおりまして、この日を逃すと、もう6月に入るという思いがありまして、そこでいろいろご意見を伺ったんですが、いいでしょうということの意見がありましたので、そういうふうに決めさせていただきました。これが特に問題があるとかね、何か町の運営に重大な支障があるというなら、それはまた別なんです、これは一つの今の時代が要請している、私は、こう思っているものですから、それはそういう判断でさせていただいて、私は支障がないと判断しておりましたけれども。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） どうも委員長の思いが先に先に行っているような感じがしてならないですけども、やっぱり委員会で出されるんでしたら、全員参加の中で、私は6月議会になったっていいんだと思うんですが、なぜ3月中に上げなければならないんですか。どうも委員長の思いが、3月にやらなければいかん、賛成しななければいかん。この可視化の意見書を上げなければいかんと、その思いが強過ぎるような感じがするんですが、委員長の先走りではないですか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 私は、それは今、賛成の立場になりましたから、委員会で賛成ということから賛成で申し上げとるので、反対という話だったら反対という話、それはしとると思うんですよ。委員長が、個人がどうかということはありませんから、それもそういうことで理解をしていただきたいと思うんですけどもね。ただ、これ今、時代が、これ今田委員さん要請しとる。こういう理解を私はしておるとことと。それからきわ立って、もう絶対、これはもう反対、そういう意見は委員会の中でもありません、それは。

議長（井田義之） 今田議員。

1 6 番（今田博文） もう終わります。終わりますけれども、参議院で通ったということは、当然、衆議院から参議院に法案というのは送られるわけですから、当然、衆参で通ったというふうに理解をしたらいいんですね。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） 私が弁護士会からいただいております資料では、参議院からは通ったと、こういうふうに聞いております。

議長（井田義之） 今田議員。

16番（今田博文） 普通の法案は衆議院で出し、衆議院で審議をし、参議院に送ると、これが通例なんです。ところが今回は参議院から出して、参議院で可決したということだけですか。衆議院では審議をしてないということなんでしょうか。

議長（井田義之） 勢旗委員長。

総務常任委員長（勢旗 毅） そこまで、私は聞いておりませんが、まだ、審議はないと、こういうふうに思っております。

16番（今田博文） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

勢旗委員長さん、席にお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書（案）第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立多数であります。

よって、意見書（案）第1号、速やかに取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14 意見書案第2号、北近畿タンゴ鉄道経営支援並びに存続に関する意見書（案）を議題とします。

本意見書は、会議規則第13条第3項の規定により、議長に提出されております。

ここで、私のほうから少し説明させていただきます。

この意見書につきましては、私が目を通しますと、国へ出す意見書と京都府に出す意見書と二通りありますけれども、本議案といたしましては、一つの取り扱いということで提案をさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） それでは、議長の命によりまして、議案を朗読させていただきます。

意見書案第2号、平成23年3月28日、与謝野町議会議長、井田義之様

提出者、与謝野町議会議会運営委員会委員長、伊藤幸男

北近畿タンゴ鉄道経営支援並びに存続に関する意見書（案）、上記の議案を別添のとおり与謝野町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。以上です。

議長（井田義之） 提出者より提案理由の説明を求めます。

伊藤委員長。

議会運営委員会委員長（伊藤幸男） それでは、ただいま出てました意見書（案）について提案説明を行いたいと思います。

この案件については、議運で全会一致の了解を得ましたので、代表して提案させていただきます。

まず初めに、この説明に入る前に一言つけ加えておきます。この趣旨の意見書は京丹後市議会でも既に提出されております。本文に入りたいと思います。

公共交通の果たす役割は、地域の振興と住民の日々の暮らしにとって、都市、地方を問わず極めて重要である。とりわけ丹後地域は、全国でも数少ない高速道路網の空白地域であり、交通手段の整備は医療の過疎的状況や防災面での安全・安心の確保、観光振興や産業振興など、地域発展の重要な要素となっている。

北近畿タンゴ鉄道は、京都縦貫自動車道と並び京阪神方面への交通アクセスの基幹的公共交通インフラであるとともに、地域住民の生活や通学、通勤、通院など、高齢者をはじめとする交通弱者には必要不可欠なものである。

また、丹後地域は日本三景天橋立、天然記念物の鳴き砂、山陰海岸ジオパークはじめ自然と産業、丹後王国の歴史と文化など、全国でもすぐれた地域資源を有しており、これらを生かした近隣府県との観光広域交流において、鉄道の果たす役割は極めて大きい。一方、鉄道は近年の過疎化や少子化、マイカー、バスなどとの競合により、厳しい経営を余儀なくされている。このような状況の中、北近畿タンゴ鉄道においては、沿線自治体での利用促進運動をはじめ、ユニークな駅舎づくり、構内での足湯整備等々、魅力のある施設整備に取り組むなど、鉄道の存続と利用拡大に取り組んできた。よって、国並びに京都府において、地域住民の切なる願いを真摯に受けとめ、地方における鉄道による交通手段の重要性を強く認識し、京都府北部が交通過疎、陸の孤島とならないよう最大限の経営支援、対策を図れるよう求めるものである。

以上、与謝野町議会は地域住民を代表して国会、政府並びに京都府に対して、以下のとおり強く要望するというので、先ほど議長からも説明がございましたが、初めに国会政府用からまいります。

記

1、国は地方の実態と地方鉄道の重要性を十分認識し、その責任と責務において持続可能な地方鉄道の経営に向けた政策の強化を図ること。

2、北近畿タンゴ鉄道はもとより京都府並びに、その沿線自治体に対し最大限の財政的な支援を行い、日々生活の交通手段、また観光振興、産業振興に大きく影響する地方鉄道を存続させること。

これが国会と政府です。

そして次にページをめくっていただいて、京都府用に移ります。

記

1、京都府は地方の実態と地方鉄道の重要性を十分認識し、持続可能な経営に向け、行政施策の強化を図るとともに、その責任と責務を国と共有しつつ、国に対し北近畿タンゴ鉄道への経営支援策を強く要望すること。

2、北近畿タンゴ鉄道に対して、財政支援をはじめとした最大限の経営支援を図ること。

3、生活、交通手段として、また観光振興、産業振興に大きく影響する北近畿タンゴ鉄道を守り、全線を存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するという内容であります。

少し補足をおきたいと思っています。一つは、第三セクターの鉄道については、一昨年、会計の締め関係ありますから、2009年度決算では、この三セク鉄道の協議会というのがございますが、それは35社ございまして、そのうち30社が、もうほとんどですが、経営赤字になって損失総額は34億5,400万円に上ったと言われております。赤字が最も大きかったのは、皆さんご承知だと思いますが、北近畿タンゴ鉄道のKTRで7億1,600万円でした。KTRは、これで20期連続の赤字計上ということになります。全国的に第三セクター鉄道のほとんどが、ほかにもあるんですけれども、加入されてないところもあるんですが、ほとんどが赤字、いわゆる景気低迷や、それから、ご存じの高速道路の割引制度が導入されたり、試験運転というか、試験的にやられていることもあって、観光客などが大きく減少したりして非常に厳しい事態に追い込まれています。

それから、二つ目の問題は、三セクの鉄道を財政的に支えてきた自治体、関連自治体も、この間の国の地方財政対策等々によって、ご存じのように非常に厳しい財政運営と同時に、支援することが非常に困難な自治体が生まれてきているという点であります。その点で非常に厳しい状況に置かれている点が、二つ目に報告しておきたいと思っています。

第三セクターの鉄道というのは、年間5,500万人ぐらいの、35社の年間輸送してる人数は、ほぼ5,500万人ほどの規模になっているということです。

三つ目の問題に戻ります。本来、住民が暮らしていくために、非常に欠かせない公共交通網の整備は当然求められているわけですが、そのあり方というのは、基本的に、この間も申し上げましたが、ナショナルミニマムの原則に立ったあり方が非常に重要だと思っています。日本じゅうどこでも、だれでも、格差というか、違いなく動けるということが保障されなければなりません。しかも、この地方で象徴的に出てきていますように、高齢化が非常に急速に進んでいる、この地域で、また自動車の運転ができなくなるという方もどんどんふえているわけですし、そういうもとの公共交通の柱とも言える鉄道というのは、欠かせない社会的基盤であると考えています。この点で重要なことは、特に重要だと思うのは、この充実、これらの公共交通の充実、維持管理については基本的に、私は国が責任を持たなければならないというふうに思っています。以上が、大体、私のこれに関する提案説明です。以上です。

議長（井田義之） 伊藤委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、伊藤委員長に考え方をちょっと聞いておきたいと思うんですが、これはこれで、私は特に異論はございません。ただ、私、この間の一般会計の中での質疑にも申し上げましたように、地元だけで、これを持っていくというのは、非常に難しい、だから兵庫県の知事さんがおっしゃる、兵庫県も現在そういう、あそこは何か線が今、廃線の危機になっていることなので、私はこういうことを、現在、JR西日本は非常に経営状態がいいと私は思っておりますので、JR西日本にも、もっと乗り入れてくれと、そういう話をする必要があるのでは

ないかと思いますが、そのところは委員長どうでしょうか。

議長（井田義之） 伊藤委員長。

議会運営委員会委員長（伊藤幸男） 難しい質問ですね。経営に間接も直接も携わってなくて、私自身はわかりませんが、希望的な観測で言えば、大いに可能なことはやっていただいたほうがいいと。もっと言えば西日本はもうけるわけですか。僕はJRは、先ほどちょっと言いましたが、ぐっと抑えて言ったんですけれども、JRはもうかるところをもらったんですよ。もうけられないところはやらなかったんです。だからもうかって当然。あげくの果てに安全まで軽視してもうけにするから問題なんで、だから、ぼろもうけのぼろはとって、みんなに、地方のJRじゃなしに、三セクに回したらいいんです。僕はそう思っています。

議長（井田義之） 勢旗委員。

15番（勢旗 毅） 私は経営に参画していく、そういうことではないんですよ。JRの直通を、もっとやはり私は乗り入れてもらう必要がある。そういったことが、今度、福知山線、大阪線が切られましたね。そういうことを棚に上げてでは、どうもこれは、私はいかんのではないかなと、そういうことこそ、ほかから観光客を引っ張って来るといってないと、地元だけではとつてもじゃないが、これは非常に厳しいのではないかなというふうに思っています。

せんだって、宮津の人に出会いましてJR、これが北近畿KTRがなくなったら、もうみんな、観光をやっている方ですけども、お手上げだと、こういうふうにおっしゃってございましてね、そのためにどうするかというお話をいろいろ聞かせていただいたんですが、私はJR西日本にも、別に紙切れを送るぐらいのこと、大したあれがかかるわけではありませぬし、言うだけでも言うたらええんじゃないと私は思っておるんですが、今回は議論がされてないと思いますので、ぜひひとつ頭の中に入れていって、また議論はしていただきたい。以上でございます。

議長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

13番、赤松議員。

赤松議員の質疑の前ですが、あらかじめ時間延長を行いますので、ご報告をしておきます。

13番（赤松孝一） それでは、伊藤委員長に質問をいたします。まず、基本的に、この北近畿タンゴ鉄道の経営状況でございますが、1年間の運営費用、経費と、それに対する売り上げ、その中から、赤字ですから不足が出ると、その不足に対する補てん先、この辺は大まかにどのようになっているのでしょうか。

議会運営委員会委員長（伊藤幸男） 収支ですか。

13番（赤松孝一） 北近畿タンゴ鉄道が経営してますわね、経営を。1年間に総事業費かかりますわね。例えば10億なら10億。ところが売り上げは3億しかない。例えばですよ。7億の赤字が出ますわね。7億の赤字をだれが補てんをしているのかと、その簡単な道筋だけを、まず実際の北近畿タンゴ鉄道の経営実態を知らずして言えませぬので、現状を、まずお教えいただきたい。

議長（井田義之） 伊藤委員長。

議会運営委員会委員長（伊藤幸男） あんまりよく調べてなくて申しわけないです。何でしたら企画財政課長のほうからでも答弁してもらったらいいいんですけれども。

私がつかんでいる数字で言いますと、売り上げは、いわゆる08年の3月期ですが、13億

7, 500万円。それから何が要りましたいな。

1 3 番（赤松孝一） 総事業費は。

議会運営委員会委員長（伊藤幸男） 総事業費、ちょっとわかりませんね。ちょっとわかりません。

1 3 番（赤松孝一） 結構です。わからんなら結構です。よろしいです。

議 長（井田義之） 赤松議員。

1 3 番（赤松孝一） 結局、私、これ反対じゃないんですよ。これ賛成させていただくわけですけども、結局はじゃあ果たして、どこまでの財政支援が京都府でも関連自治体でもできるんかということも考えとかなければならない。ただ単に、足りない、足りない、足りないでは済まない。

それともう一つは、こういった、いわゆる一つの運動を起こすならば、関連自治体の市町民にも、やはり議会としての発議をして、ぜひ利用していただきたいという、いわゆる町民は利用しない、そして、赤字になるから補てんしてほしいと、この中でも多くの方が利用されてないでしょう、はっきり言って。ほとんど車か、便利なものでしょう。自分たちは利用しない、赤字になる。これは当然ですよ。だから、やはりこういったことを国や府に言われるならば、町民に向けても、やっぱり町民に対しての議会としてのお願いをすべきであろうと、それこそ、いわゆる筋の通った話であって、そういったことを私は考えています。

それから、先ほど伊藤委員長が言われました。国が管理や維持はすべきだという話、それは随分、今から、この宮津線がなくなるころにも話し合いされました。私もちょうどそのころ青年会議所におりまして、いわゆるマイレール運動といったことで、いろんなところへ見に行ったり、来ていただいたりとして、残そうと、乗って残そうマイレールといったことで一生懸命になって京都府とも、陳情にも行ったりしまして運動しまして、随分そのときにも、いわゆる国の、この地方鉄道の考え方等も聞きましたが、やはりその時点で一つの答えが出ているわけです。だから、京都府はじめ沿線自治体が請け負ったわけです。そういった中で第三セクターできましたけれども、全国に。今おっしゃったような、ほとんどが赤字です。

基本的に経営に無理があるところ、その無理を承知で請け負っているわけですから、それは当然なります。そういった意味も踏まえまして、私のお願いとしましては、やはりもう一度、これ出してもらうのは結構ですけども、やはり実際の、今の事業経費、それに対する売り上げ、それに対する補てん先、補てん割合、そして、これいつまで、それは続くのか、実際に、これが続けられるのかどうか、そういった点も我々議会としてもよく見きわめて、また、沿線市町民には、ぜひとも利用していただきたいという発議をしていただきたいと、こんなふうなことをお願いしまして、私の意見とさせていただきます。以上です。

議 長（井田義之） 伊藤委員長。

議会運営委員会委員長（伊藤幸男） あえて答弁は求められるような話ではなかったと思っているんですが、一つだけ、私がちょっと感じたのは、今、全体としてはご指摘のとおり、みんな利用していないという事実も、それも事実ですしするんですが、今、支援の問題で、いわゆる国の役割の問題を、今、赤松議員が取り上げておられたので、私は少しちょっと考え方が違ってまして、これはやっぱり国の責任だと、世界のいろんな国々の、地方都市なんかの列車だとかいうのをやっているのは、やっぱり国の支援が多く働いているんですね。しかし、日本の場合は、それが制度的保障としてなっていない。これが地方の、非常に極端な言い方をしますが、地方の経済の疲弊を

加速させるとる要因になっているというのが私の理解です。

ぜひそれは、答えが出て、もう20年ほど前になりますかね。答えが出るような論議もされたんだと思うんですが、しかし流れは、そういう時代に入っているのではないかというのが私の認識です。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

伊藤委員長、自席へお戻りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、意見書案第2号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号、北近畿タンゴ鉄道経営支援並びに存続に関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに決定をしました。

次に、日程第15 議員発議第1号、東日本大震災にかかる緊急声明（案）を議題とします
本声明は、会議規則第13条第2項の規定により、議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長（秋山 誠） それでは、議長の命によりまして、議案を朗読させていただきます。

議員発議第1号、平成23年3月29日、与謝野町議会議長 井田義之様

提出者 与謝野町議会議員 谷口忠弘

賛成者 与謝野町議会議員 伊藤幸男

賛成者 与謝野町議会議員 有吉 正

賛成者 与謝野町議会議員 多田正成

賛成者 与謝野町議会議員 糸井満雄

賛成者 与謝野町議会議員 今田博文

東日本大震災にかかる緊急声明（案）について、上記の議案を与謝野町議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。以上です。

議長（井田義之） 提出者より提案説明を求めます。

17番、谷口副議長。

副議長（谷口忠弘） それでは、発議につきましてご説明を申し上げたいと思います。

皆様方も、もうご存じのように、本3月の定例議会開会中の3月11日2時46分だと思っておりますけれども、東北関東地方を中心に大地震が起きました。地震発生の後、議場におきまして、理事者の皆さん、議員の皆さん方全員で、亡くなられた方に対しまして哀悼の意をあらわす意味で黙祷をさせていただきました。その後もテレビで、大変な状況を見るにつけても、与謝野町

議会の我々としましては、全町民とともに緊急声明として、意思表示を明らかにする必要があると、こう思いまして、声明文を考えた次第でございます。

本文を読ませていただきまして、よろしくご配慮をお願いしたいというぐあいに思っております。それでは読みます。

東日本大震災にかかる緊急声明（案）、去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内史上最大規模のマグニチュード9.0、最大震度7を記録する地震となり、その後に襲来した大津波は、東北地方へ凶暴なきばをむき、日本全国へ広がっていきました。

このたびの地震は、東北関東地方の広範囲で甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となり、地震による家屋の損壊はもとより、その後に発生した想定を超えた大津波により、多くのとうとい生命と財産を一瞬に飲み込み、町ごと流されるなど、その実態の掌握も困難なこともあり、いまだ安否が確認できない方々が多数おられます。

また、福島県内の原子力発電所が被害を受けて、放射性物質が漏えいするなど、今もなお予断を許さない状態が続き、周辺地域の住民は大規模避難や屋内退避などを余儀なくされており、深い悲しみの上に、先の見えない焦燥感が募っているものと推察します。

さらに、農業や工業をはじめとするさまざまな産業にも波及し、国民生活に多大な影響をもたらす事態となっています。私たちの地方でも、84年前に発生しました北丹後地震により大きな被害を受けていますが、その当時のことを記憶しておられる方々も年々少なくなる中で、私たちは、その教訓を災害への備えに生かすことが大切であると思っています。

与謝野町議会は、ここに、犠牲となられた方々と、その遺族に対しまして全町民とともに深く哀悼の意をあらわしますとともに、負傷された皆様をはじめ被害に遭われ、不自由な避難生活を余儀なくされている被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また、行方不明の方々の1日も早い所在確認を願ってやみません。

そして、今こそ日本じゅうが一つになり、国民一人一人が支援や協力をし、お互いに支え合って、被災された皆様が一刻も早く安全で安心できる元の生活に戻れますことと、被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

平成23年3月ということで、京都府与謝野町議会ということでございます。

なお、取り扱いに関しましては、意見書みたいに、どこに送るということではなしに、内外に我々の強いメッセージとしてあらわしたいということで、皆様方にご理解をいただきたいというぐあいに思っております。

また、そういった意味でも、このメッセージを、役場の3庁舎の出入り口付近に張らせていただこうかなと、このように思っておるところであります。

また、もう少し時間が経過した段階で、多分、6月議会になると思うんですけども、国や政府に、今後についての支援とか、復旧につきましての具体的な問題などにつきましては、意見書などを送らせていただきたいなど、このように思っておりますので、皆様方のご理解をよろしくお願いしたいと、このように思っております。以上です。

議長（井田義之） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、この緊急声明に対して、少しお尋ねをします。

全体に対しては何ら異議はないんですが、文章の表現について、ちょっと1カ所どうかなと思う部分がありますので、その部分について問い合わせします。

上から2行目ですか。その後に来襲した津波は東北地方へ凶暴なきばをむき、日本全国へ広がっていきました。これ、とり方にもよるんですが、津波が日本全国に広がっていったようなとられ方もできると思うんです。そこで、やはりその混乱とか、そういうものが日本全国へ広がっていったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 谷口副議長。

副 議 長（谷口忠弘） テレビのニュースなんかで、ご存じだと思うんですけども、津波は全国に広がっていったという状況だと思うんですけども、そら大小はありますよ、大小はありますけれども、若干の津波も当地方にも来ておりますので、そういう意味で書かせていただいたと。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 確かに、そういう部分ありましたが、凶暴なきばをむいた津波というのは、やはり大きな被害を出されたところに限定しているように思うんですが。

議 長（井田義之） 谷口副議長。

副 議 長（谷口忠弘） そのことは、東北地方へ凶暴なきばをむくということで、東北地方ということで書かせていただいているので、限定した形になっていると思うんですけども。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 先ほども言いましたように、その文章のとらえ方によるんですが、私はこういうふうにとらえましたということで、終わりにいたします。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

10番、山添藤真。

10番（山添藤真） それでは、議員発議に際しまして、幾つか質疑を行いたいと思います。

まず、この素案をつくられた谷口議員、そして、携わられた議員の皆様、そして賛同をしようと思っていられる議員の皆様方に対し、深い敬意を払いたいと思います。そして、先ほど、この発議の取り扱いについて、若干触れられたところがあったと思うんですけども、その取り扱いについて、一言、要望をしておきたいと思います。と言いますのは、この発議が可決された暁には、丹後地方の近隣市町、つまり京丹後市、宮津市、伊根町、与謝野町の合同の表明といった形でも、この表明をしていただけることが必要なのではないかと考えております。なぜなら、現在も東北沖の状況は予断を許さない状況であり、現在、与謝野町は約150名の方々を受け入れを想定しているところがございますが、その想定を超えた事態が、もしかすると起こるかもしれません。そういったときに私が一番やっておかなきゃいけないなと感じることは、近隣の市町村との連携、協力体制をしっかりととっておくといったことだと考えるからであります。

したがって、この発議の表明の仕方について、近隣の市町と連携をしながら、合同の表明をしていただきたいと思います。この見解について、いかがお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 谷口副議長。

副 議 長（谷口忠弘） 山添議員がおっしゃることは確かにいいことだと思います。ただやはり、まず最初に与謝野町議員の我々が意思表示をすると、こういうことが非常に大事だと、こういうように

思っていますので、そこから輪が広がれば大変いいことだなと、そのように思いますけれども。

議長（井田義之） 山添議員。

10番（山添藤真） 了解いたしました。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 谷口議員、ありがとうございました。

副議長（谷口忠弘） よろしくお願ひします。

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議員発議第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議員発議第1号、東日本大震災にかかる緊急声明（案）は、原案のとおり可決することに決定しました。

休憩をせずに進めてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） 次に、日程第16 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

まず最初に、与謝野町宮津市中学校組合議会定例会の報告をお願いいたします。

4番、杉上議員。

4番（杉上忠義） それでは、与謝野町宮津市中学校組合議会定例会、平成23年度第1回の報告をいたします。

3月2日9時30分より岩滝本庁舎の大会議室におきまして開会されました。報告をしておくことは、橋立中学校では、大がかりな工事でありました体育館の耐震工事も完了いたしまして、第2学期の始業式から使用されているところでございます。当日の議案の第1号におきまして、与謝野町宮津市中学校組合職員の給与に関する条例の一部改正について、審議がなされました。

期末勤勉手当の年間支給月数を6月は1.95カ月から1.9カ月に、12月は2カ月から2.05カ月に改定し、合計3.95カ月とするもので、全員賛成により、原案どおり可決されました。

第2号の補正予算につきましては、2,537万3,000円を減額し、1億3,912万2,000円とするものといたしました。主なものといたしましたのは、体育館の耐震補強工事に関する1,165万3,000円を減額したものでございます。

第3号議案といたしまして、平成23年度の予算を審議いたしましたところでございます。大変厳しい財政状況ではありますが、将来を担う生徒のために可能な限りの予算を編成されたというところであります。

総額は1億5,544万5,000円。平成22年度の当初予算と比較いたしますと、

543万4,000円の増額予算となっております。体育館に引き続きまして、本年度は校舎の耐震補強工事に着手する予定として、9,818万6,000円が計上されているところでございます。以上が、議案と提案されまして、すべて全員賛成で可決されました。

議会の閉会後におきまして、全員協議会が引き続き開会されました。管理者と鈴木教育次長から報告がありまして、質疑がされました。内容につきましては、橋立中学校の学校給食についての説明があり、質疑が活発に行われました。

説明につきましては、本町の全員協議会におきまして、説明された内容と同じでございます。学校給食の意義につきましては、活発な議論が展開されたところでございます。以上を報告といたします。よろしく申し上げます。

議長（井田義之）　ここであと1点、副町長のほうから災害の支援の実態報告ということで申し出が参っておりますので、諸般の報告として取り上げ、ここで副町長より報告をしていただきます。

堀口副町長。

副町長（堀口卓也）　貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。申しわけございません。簡単に申し上げたいと思います。

東北大地震に対する支援の関係です。まず1点目は、町民の皆さんからの支援物資の受付状況でございます。

きのう28日から始まりまして、その状況を申し上げます。

3庁舎で受け付けをいたしておりまして、きのう1日で町民の方67名の方から缶詰をはじめ4種類のご案内をしておりました。缶詰、それから簡易スープ、栄養調整食品、それから缶ジュース、これらを合計で申し上げますと1,403品をちょうだいをいたしました。この厳しい生活実態がある中で、本当に町民の皆様にご心からお礼を申し上げたいと思います。

それから、もう1点、支援の関係で申し上げますと、水道課の給水支援の関係でございます。先般申し上げてましたように、京都府内から給水支援に行っておりましたが、途中で南部が今月いっぱい責任を持つと、4月1日から北部が再び支援に回るということは申し上げておりましたが、いよいよ4月1日から北部が、とりあえず1日から12日までの間、責任を持つということで、現地で4日間の3班体制で支援にまいることにいたしております。

早速、4月1日から4日までの第1班につきまして、あす30日に給水タンクを持って再び行く必要があります。3月のやつで、給水タンクとトラックを持って帰ってきておりますので、あす3月30日から給水タンクを積んだトラックが出発をいたしまして、2日間かけて現地へ入ります。そして1日から4日まで、これが第1班で入ります。その後、引き続いて第2班、第3班と給水に入ります。

そのほか、まだはっきりとしていないんですが、保健師の派遣が4月の中旬から予定をされております。

それから、以前にも申し上げましたように、下水道課につきましても、正式な派遣依頼がありましたら、派遣ができる体制を組んでおります。

以上、被災地支援の関係につきまして、ご報告を申し上げます。

議長（井田義之）　それからちょっと外れますけれども、私のほうから宮津与謝消防組合のほうから、消防組合の議員さんにはいっておるとお思いますけれども、今、第6班まで、第6次派遣隊まで、

ずっと順番に行っていたいただいておりますので、ここでちょっと時間をいただいて報告をしておきます。

ここで、次の議案の書類を配りますので、配ってある。そしたら、このままいきます。

日程第17 閉会中の継続審査申出書を議題とします。

3常任委員から審査中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が議長に提出されております。

お諮りいたします。

各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査(調査)とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他はすべて議了しました。

ここで町長から発言の申し入れがありますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 3月定例議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、2月28日の開会から本日まで29日間にわたりまして、本定例会では、平成23年度一般会計当初予算をはじめ、当初予算11件、補正予算10件、条例の一部改正議案8件のほか、都合44件にも及ぶ重要事項のご審議をお願いし、全議案を原案どおりご承認いただきました。

この間、去る3月1日には東北地方を震源としたマグニチュード9.0という巨大地震と大津波が発生し、我が国が過去に経験したことがない、文字どおり未曾有の大災害となりました。死者、行方不明者は優に2万人を超え、現在でも10万人を超える方々が、まだまだ厳しい寒さの中、不自由な避難生活を送っておりであります。

当町でも、平成16年秋の台風23号により多くの被害を受け、多くの方々からご支援をいただいたところです。今回の大災害は我が国の国力を問われるほどに全国民が一致協力して、この国難に対処していかなければならない事態ですので、当町としても町を挙げてお支えしなければならぬものと思っておりますし、多くの犠牲者とご家族に対し、深甚なる哀悼の意を表しますとともに、被災地の一刻も早い全面復興を願わずにはられません。

結びに、本定例会を最後に、本日まで説明員として出席しておりました吉田参事兼企画財政課長、藤原岩滝地域振興課長、日高税務課長、鈴木教育次長兼教育総務課長並びに金谷会計管理者兼会計室長が、それぞれ旧町時代から新町合併という多難な時期を経て、長年の公務員生活を終えることとなりました。ここに多大な貢献に対しまして、心ばかりの感謝を申し上げたいと存じます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

以上、本定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長(井田義之) それでは、私のほうからも一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、閉会のごあいさつで申し上げましたように卒業式とか、いろいろな公的業務もある中で1カ月を超える長い定例会となりましたが、議員の皆さん、行政の方々のご協力により、無

事、大過なく終わりましたことを、まずもって皆様方に感謝を申し上げます。

特に、今回の定例会は、先ほどから出ております、3月11日に一般質問の質疑中ではありましたが、大地震が発生しまして当町における救援対応も待ったなしの緊急課題となり、本当に忙しい中での議会としてお世話になりました。あわせて、本定例会における質問の中でも当町の防災、危機管理に対する質問が本当に多くなされたのも今定例会の特徴ではなかったかなというふうに思っております。

その他、一般質問も、それぞれの得意分野で全議員が登壇をしていただきましたし、提出された44議案、平成22年度の補正予算、新年度の予算審議ほか、最後には意見書等々においても、多岐にわたる多くの内容の質疑をしていただきました。ただ、開会のあいさつでもお願いいたしました、町民の方々の目線に沿った質疑応答がしっかりとできたかなという点におきましては、私の進行も含め、さらなる改革が必要ではないかというふうに私自身は思っております。

それから、今回の質問の中で答弁をしていただくのに、検討をするとか、研究をするとかいう答弁が多々ありました。理事者の皆さんも、交代される皆さんもたくさんありますけれども、これらに対して前向きに対処をしていただき、今後の行政に活かしていただきますよう、改めてお願いをいたします。

また、議員の皆さんには、この後、議会広報特別委員会の方々には休む間もなく、議会だよりの編集を、お世話になりますし、また、議会活性化特別委員会の皆様にもアンケートの集計を踏まえながら、いろいろな議論を前向きにさせていただけると思っておりますが、入学式等の行事も、まだあります。大変お忙しい中ではありますけれども、よろしく願いをしておきます。

なお、本日、定例会終了後、行政、議会とも懇談会を予定しておりましたけれども、東北地方の皆さん方の心を思うときに実施することができず、中止とさせていただきます。

ここで議会を代表し、先ほど町長からありましたけれども、今定例会を最後に3月いっぱい退職されます吉田参事さん、日高課長さん、藤原課長さん、鈴木教育次長さん、金谷会計室長さん、本当にご苦労さんでございました。今後のますますの地区におけるご活躍を祈念を申し上げたいと思います。

また、この事務局として我々の手助けをしっかりとしてくれました、河邊恵さんも、今定例会をもって、3月31日をもって退職されます。本当に我々に対しての心遣い、また、ご協力本当にありがとうございました。議員を代表して、この場をかりてお礼を申し上げます。

結びに、東北関東被災地の皆さんに、たび重なる余震や福島原発の不安な日々を乗り越えていただき、一日も早い復旧と復興を心からご祈念申し上げ、閉会の、私からのあいさつとさせていただきます。

皆さん、本当にありがとうございました。

ここで、会期を2日残しておりますが、これをもちまして第36回平成23年3月定例会を閉会します。お疲れさまでした。

このあと、自治功労者の表彰がありますので、いましばらくおっていただくとありがたいです。

(閉会 午後 5時35分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員